

独立行政法人農林漁業信用基金の
令和3年度に係る業務の実績に関する評価書

財務省
農林水産省

様式 1－1－1 中期目標管理法 人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項				
法人名	独立行政法人農林漁業信用基金			
評価対象事業年度	年度評価	令和 3 年度（第 4 期）		
	中期目標期間	平成 3 0 ～令和 4 年度		

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		農林水産大臣		
法人所管部局	経営局	担当課、責任者	金融調整課長 中尾 学	
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 坂本 延久	
主務大臣		財務大臣（農業信用保険事業、林業信用保証事業及び漁業信用保険事業に関する評価を農林水産大臣と共管）		
法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	政策金融課長 福島 秀生	
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室長 原田 佳典	

3. 評価の実施に関する事項	
・ 7 月 2 5 日：年度実績に係る自己評価について理事長及び監事からのヒアリング	
・ 7 月 2 8 日：年度実績に係る自己評価及び大臣評価案について農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林漁業信用基金部会からの意見聴取	

4. その他評価に関する重要事項	
・ 該当なし	

様式 1－1－2 農林漁業信用基金 年度評価 総合評価様式

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	B：中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
		B	B	B	B
評価に至った理由	項目別評価は 3 9 項目のうち、A が 1 1 項目、B が 2 3 項目、評価の対象外が 5 項目となっており、全体として中期目標における所期の目標を達成している。 また、全体の評価を引き下げる事象もなかったため、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき B とした。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務、漁業災害補償関係業務の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算執行の把握に努め、業務運営の効率化を図りつつ適確に業務運営が遂行されており、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、計画どおり順調に業務が実施されていると評価する。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	第 4－2 職員の人事に関する計画 職員の給与水準について、国家公務員地域・学歴別指数が僅かに 100 を超過したことが明らかになったことから、今後、給与水準の抑制のため、これまで実施してきた対応策に加え、具体的な措置を講ずることにより、对国家公務員地域・学歴別指数が 100 を上回らないようにすること。
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	特になし
その他特記事項	・昨年に引き続き、独法評価有識者会議農林漁業信用基金部会の有識者より、一部の定量的な目標設定（第 2－1）について、法人に必要な業務を抑制することがないよう、次期の中期目標を設定する際に必要な見直しを行うべきであるとの意見が出された。 ・独法評価有識者会議農林漁業信用基金部会に諮った評価案のうち、有識者全員の意見を踏まえて、「B」評価を「A」評価とした小項目（第 1－2－(6)）があった。

年度評価 項目別評定総括表（主務大臣評価）

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No	備考
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		
第1	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	B	B	B	B			
1	農業信用保険業務	B	B	B	B		第1-1	P 1
	(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組【重要度：高】	B○	B○重	B○重	B○重		第1-1-(1)	P 3
	(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定【重要度：高】	B○	A○重	B○重	B○重		第1-1-(2)	P 6
	(3) 保険事故率の低減に向けた取組	B	B	A	A		第1-1-(3)	P 9
	(4) 求償権の管理・回収の取組	B	B	A	A		第1-1-(4)	P13
	(5) 利用者のニーズの反映等	B	B	B	B		第1-1-(5)	P15
	(6) 事務処理の適正化及び迅速化	B	B	B	A		第1-1-(6)	P17
2	林業信用保証業務	B	B	B	A		第1-2	P20
	(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組	B	B	B	B		第1-2-(1)	P22
	(2) 適切な保証料率の設定【重要度：高】	B○	B○重	B○重	A○重		第1-2-(2)	P24
	(3) 代位弁済率の低減に向けた取組	B	B	B	A		第1-2-(3)	P26
	(4) 求償権の管理・回収の取組	B	B	B	B		第1-2-(4)	P29
	(5) 利用者のニーズの反映等	B	B	B	B		第1-2-(5)	P31
	(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証	B	B	B	A		第1-2-(6)	P33
	(7) 事務処理の適正化及び迅速化	B	B	B	B		第1-2-(7)	P35
3	漁業信用保険業務	B	B	A	B		第1-3	P38
	(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定【重要度：高】	B○	B○重	A○重	B○重		第1-3-(1)	P40
	(2) 保険事故率の低減に向けた取組	B	B	A	A		第1-3-(2)	P43
	(3) 求償権の管理・回収の取組	B	B	A	A		第1-3-(3)	P47
	(4) 利用者のニーズの反映等	B	B	B	B		第1-3-(4)	P49
	(5) 事務処理の適正化及び迅速化	B	B	B	B		第1-3-(5)	P51
4	農業保険関係業務	B	B	B	B		第1-4	P54
	(1) 情報提供の充実及び利用者の意見の反映	B	B	B	B		第1-4-(1)	P56
	(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施	B	B	B	－		第1-4-(2)	P58
5	漁業災害補償関係業務	B	B	A	A		第1-5	P60
	(1) 情報提供の充実及び利用者の意見の反映	B	B	B	B		第1-5-(1)	P62
	(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施	－	－	A	A		第1-5-(2)	P64

(注1) 評価は、「第1-1-(3) 保険事故率の低減に向けた取組」、「第1-2-(3) 代位弁済率の低減に向けた取組」、「第1-3-(2) 保険事故率の低減に向けた取組」、「第2-1 事業の効率化」及び「第2-2 経費支出の抑制」を除き定性評価である。
「第1-1-(3) 保険事故率の低減に向けた取組」、「第1-2-(3) 代位弁済率の低減に向けた取組」、「第1-3-(2) 保険事故率の低減に向けた取組」、「第2-1 事業の効率化」及び「第2-2 経費支出の抑制」については、中期目標期間で達成の可否を判断する項目であるため、見込評価、期間実績評価及び5年目の年度評価には定量で評価し、それ以外の場合は定性評価とする。

(注2) 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付し、重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付している。

(注3) 第1の評価については、当該大項目を構成する5つの中項目のうち、2項目でA、3項目でBとなり、重要度：高とした小項目を含む3つの中項目のうち、1項目でA、2項目でBとなったため、Bとした。

$$(2\text{項目} \times 3\text{点} + 3\text{項目} \times 2\text{点} + 1\text{項目} \times 3\text{点} + 2\text{項目} \times 2\text{点}) / (5\text{項目} \times 2\text{点} + 3\text{項目} \times 2\text{点}) = 118.75\%$$

第2の評定については、当該大項目を構成する4つの中項目のうち、1項目でA、3項目でBとなったため、Bとした。(1項目×3点+3項目×2点)÷(4項目×2点)=112.5%

第3の判定については、当該大項目を構成する8つの中項目のうち、実績のない3項目を除き、5項目でBとなつたため、Bとした。(5項目×2点/(5項目×2点)=100%)

第4の判定については、当該大項目を構成する6つの中項目のうち、実績のない3項目を除き、3項目でBとなつたため、Bとした。(3項目×2点/(3項目×2点)=100%)

第4の評価については、当該大項目を構成する4つの中項目のうち実績のない1項目を除き、1項目でA、2項目でBとなったため、Bとした。 $(1\text{項目} \times 3\text{点} + 2\text{項目} \times 2\text{点}) / (3\text{項目} \times 2\text{点}) = 116.7\%$
法人の総合評価については、本項目4つのうち、4項目でBとなり、重要度：高とした小項目を含む1つの本項目がBであったため、Bとした。 $(4\text{項目} \times 2\text{点} + 1\text{項目} \times 3\text{点}) / (4\text{項目} \times 2\text{点} + 1\text{項目} \times 3\text{点}) = 100\%$

※評価基準に基づき算定。

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No	備考
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		
第2	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B	B	B	B			
	1 事業の効率化（平成29年度対比5%以上の事業費の削減）	B	B	B	B		第2-1	P66
	2 経費支出の抑制（平成29年度対比20%以上の一般管理費の抑制）	B	B	B	B		第2-2	P68
	3 調達方式の適正化	B	B	B	A		第2-3	P70
	4 電子化の推進	B	B	B	B		第2-4	P73
第3	財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	B	B	B	B			
	1 財務運営の適正化	B	B	B	B		第3-1	P75
	2 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	B	B	B	B		第3-2	P78
	3 決算情報・セグメント情報の開示	B	B	B	B		第3-3	P81
	4 長期借入金 の条件	－	－	－	－		第3-4	P83
	5 短期借入金 の限度額	－	－	B	B		第3-5	P84
	6 不要財産の処分に関する計画	－	－	B	B		第3-6	P86
	7 不要財産以外の重要な財産の譲渡等に関する計画	－	－	－	－		第3-7	P88
	8 剰余金の使途	－	－	－	－		第3-8	P89
第4	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B	B	B	B			
	1 施設及び設備に関する計画	－	－	－	－		第4-1	P90
	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	B	B	B	B		第4-2	P91
	3 積立金の処分に関する事項	B	B	B	B		第4-3	P94
	4 その他中期目標を達成するために必要な事項	B	B	B	A		第4-4	P95
	(1) ガバナンスの高度化	B	B	B	A		第4-4-(1)	P97
	(2) 情報セキュリティ対策	B	B	B	B		第4-4-(2)	P101
別 紙	1. 令和3事業年度予算及び決算	2. 令和3事業年度収支計画及び実績						
	3. 令和3事業年度資金計画及び実績	4. 令和3事業年度業務収支						

年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1	農業信用保険業務

2. 主要な経年データ						
主要な参考指標情報		主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
農業信用保険業務			平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）
(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 （第1-1-（1）参照）		予算額（千円）	27,216,555	25,905,763	26,421,390	26,252,062
(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定 （第1-1-（2）参照）		決算額（千円）	21,652,333	21,755,048	21,563,897	21,682,207
(3) 保険事故率の低減に向けた取組 （第1-1-（3）参照）		経常費用（千円）	3,219,733	3,270,132	8,025,262	3,468,216
(4) 求償権の管理・回収の取組 （第1-1-（4）参照）		経常収支（千円）	2,804,602	3,156,208	△3,080,202	1,613,911
(5) 利用者のニーズの反映等 （第1-1-（5）参照）		行政コスト（注）（千円）	△2,764,435	3,270,175	8,026,770	3,468,216
(6) 事務処理の適正化及び迅速化 （第1-1-（6）参照）		従事人員数（人） ※期首の全体数	※110	※108	※110	※111

（注）「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 農業信用保険業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 （第1-1-（1）参照） (2) 適切な保険料率・貸付金利の設定 （第1-1-（2）参照） (3) 保険事故率の低減に向けた取組 （第1-1-（3）参照） (4) 求償権の管理・回収の取組 （第1-1-（4）参照） (5) 利用者のニーズの反映等 （第1-1-（5）参照） (6) 事務処理の適正化及び迅速化 （第1-1-（6）参照）	第1-1-（1）～（6）を参照。	同左	同左	評価：B 3項目についてA、3項目についてBとしたことから、中項目「1 農業信用保険業務」についてはB評価とする。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B

<評定に至った理由>

6つの小項目のうち、3項目でA、3項目でBとなった。このうち、重要度が高い業務とされた2項目（（1）融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組、（2）適切な保険料率・貸付金利の設定）でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「1 農業信用保険業務」についてはB評価とする。
 $(3\text{項目} \times 3\text{点} + 3\text{項目} \times 2\text{点} + 2\text{項目} \times 2\text{点}) / (6\text{項目} \times 2\text{点} + 2\text{項目} \times 2\text{点}) = 118.75\%$

※算定にあたっては、評定毎の点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点とし、重要度が高い2項目（（1）融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組、（2）適切な保険料率・貸付金利の設定）については、ウエイトを2倍としている。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

-

<その他事項>

-

5. その他参考情報

-

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-1(1)	農業信用保険業務－融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数	－	のべ252機関 期中増19機関	のべ267機関 期中増17機関	のべ272機関 期中増7機関	のべ275機関 期中増5機関	のべ277機関 期中増5機関		
融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況	－							
農業団体等関係機関との意見交換回数	年3回以上	7回	7回	3回	5回	6回		
銀行・信用金庫・信用組合等との意見交換	年20回以上	16回	30回	14回	2回	2回		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 農業信用保険業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金及び農業信用基金協会の信用補完機能の発揮に向けて、農業信用基金協会と一体となって、融資機関等関係機関への訪問等により積極的な情報交換を行い、農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進する。 取組に際しては、銀行、信用金庫、信用組合等融資機関に対し、積極的な働きかけを実施し、銀行、信用金庫、信用組合	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 農業信用保険業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金及び農業信用基金協会の信用補完機能の発揮に向けて、農業信用基金協会と一体となって、融資機関等関係機関への訪問等により積極的な情報交換を行い、農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進する。 取組に際しては、銀行、信用金庫、信用組合等融資機関に対し、積極的な働きかけを実施し、銀行、信用金庫、信用組合	(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金及び農業信用基金協会の信用補完機能の発揮に向けて、農業信用基金協会と一体となって、融資機関等関係機関への訪問等により積極的な情報交換を行い、農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進する。 取組に際しては、銀行、信用金庫、信用組合等融資機関に対し、積極的な働きかけを実施し、銀行、信用金庫、信用組合等と農業信用基金協会との保証契約の拡大等が図られるようにする。 また、融資機関等関係機関	<主な定量的指標> なし <その他の指標> - 銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数 - 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況 - 農業団体等関係機関との意見交換回数：年3回以上 - 銀行・信用金庫・信用組合等との意見交換回数：農業信用基金協会から要請のあったもの全てについて実施 <評価の視点>	<主要な業務実績> - 制度の普及推進・利用促進のため、農業団体等関係機関が主催する会議に6回出席し、農業信用保証保険制度の現状説明や意見交換を行った。 - 各基金協会の融資機関等に対する活動予定を5月及び10月に把握し、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も積極かつ柔軟に活用して、コロナ禍においても基金協会と一体となって制度の普及推進・利用促進が図られるよう取り組み、2基金協会が主催した県下融資機関等を対象としたウェブ会議に出席し、制度説明を行った。 - 上記の取組に加え、基金協会の創意工夫による普及推進活動を促進するため、各基金協会に対して助成を行った。 - 保証契約の締結状況については、3年度には、5基金協会において、新たに5融資機関と保証契約を締結したところ。（令和3年度末時点でのべ277融資機関と契約。）	<自己評価> 評定：B コロナ禍において、ウェブ会議システムを活用するなどして基金協会と一体となって制度の普及推進・利用促進を図るため、基金協会の取り組み予定を把握し、融資機関等に対して制度の説明を行うとともに、普及推進等の活動を促すための助成を行ったことから、Bとする。 <課題と対応> －

等と農業信用基金協会との保証契約の拡大等が図られるようにする。 【指標】 ○ 銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数(平成28年度末までの実績: のべ234機関) ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況(意見交換回数等) <想定される外部要因> ・ 銀行・信用金庫・信用組合等との保証契約は、信用基金が直接契約を締結するものではなく、農業信用基金協会が締結するものであることや融資機関の経営方針及び農業融資への取組方針によっては契約に至らない融資機関も存在することから、評価において考慮するものとする。 【重要度: 高】 ・ 法人経営体の増加や他産業からの参入などにより、農業者等の資金調達について、多様な融資機関が利用されるようになっていることから、農業者等が選択した融資機関の業態に関わらず同等・同質の保証を円滑かつ適切に提供することが必要となっている。信用基金・農業信用基金協会がそれぞれの役割を踏まえつつ、農業信用保証保険制度の保険業務を行う全国組織である信用基金が、農業信用基金協会と一体となって、銀行、信用金庫、信用組合等に対する農業信用保証保険制度の普及推進・利用促進の取組を行い、上記の保証契約の拡大等を図ることが重要であるため。	等と農業信用基金協会との保証契約の拡大等が図られるようにする。 【指標】 ○ 銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数 ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況 ・ 農業団体等関係機関との意見交換回数: 年3回以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等との意見交換回数	との情報交換に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も積極的かつ柔軟に活用し、制度の普及推進等に向け、相手先との関係強化を図る。 【指標】 ○ 銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数 ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況 ・ 農業団体等関係機関との意見交換回数: 年3回以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等との意見交換回数: 農業信用基金協会から要請のあったもの全てについて実施	農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進しているか		
--	--	--	---	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	
5. その他参考情報	
-	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-(2)	農業信用保険業務－適切な保険料率・貸付金利の設定

2. 主な経年データ									
評価対象となる指標		指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
主な資金の保険料率（保証保険）									
特定 資金	農業経営改善資金	－	年0.06%又は 年0.18%	年0.06%又は 年0.18%	年0.06%又は 年0.18%	年0.06%、 年0.13%又は 年0.18%	年0.06%、 年0.13%又は 年0.18%	年0.06%、 年0.13%又は 年0.18%	
	農業経営維持資金	－	年0.18%又は 年0.34%	年0.18%又は 年0.34%	年0.18%又は 年0.34%	年0.34%	年0.34%	年0.34%	
農業施設資金		－	年0.16%又は 年0.28%	年0.16%又は 年0.28%	年0.16%又は 年0.22%	年0.18%	年0.18%	年0.18%	
農業運転資金		－	年0.14%又は 年0.26%	年0.14%又は 年0.26%	年0.14%又は 年0.26%	年0.18%又は 年0.23%	年0.18%又は 年0.23%	年0.18%又は 年0.23%	
農家経済安定施設資金		－	年0.11%	年0.11%	年0.09%	年0.09%	年0.09%	年0.09%	
農家生活改善資金		－	年0.26%	年0.26%	年0.21%	年0.21%	年0.21%	年0.21%	

（注）上記のほかに、農業経営改善資金、農業経営維持資金、農業施設資金及び農業運転資金について災害特例保険料率を設けている。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定 ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 ＜目標水準の考え方＞ 保険料率については、収支相等の原則に基づいて設定することを基本として、保険料率水準の点検を毎年度実	(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定 ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 イ 信用リスクに応じた保証・	(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定 ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 イ 信用リスクに応じた保証・保険料率について、農業近代化資金、日本政策金融公庫資金及び沖縄振興開発金融公庫資金（青年等就農資金及び農業改良資金を除く。）並び	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、料率の点検は行われているか 信用リスク評価の精緻化による保証・保険料率の導入に向けた取組は行われているか 基金協会に対する貸付金利は、適切な水準に設定されているか	＜主要な業務実績＞ ア 適切な水準の保険料率の設定 ○ 下記のとおり、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態を踏まえ料率算定委員会等における点検等を行い、リスクを勘案した適切な水準の保険料率を設定した。 i) 令和3年12月に料率算定委員会を開催し、保険料率水準の点検及び見直しの検討を実施した。その結果は以下のとおり。 - 資金全体の現行保険料率と、収支均衡が見通される理論値が一致していることから、現行保険料率で据え置くことが適当であると考えられる。 ii) また、料率算定委員会において、以下の4事項を今後の課題として整理した。 - 信用リスクに応じた保険料率 「信用リスクに応じた保険料率」については、結果として料率のバランスが崩れる形となっており、このような料率体系を維持し続けることは、保険設計として望まし	＜自己評価＞ 評定：B 保険料率算定委員会等において、保険料率が適当か点検を行った。また、令和2年度から導入した信用リスクに応じた保証・保険料率について、令和3年度に引き受けた全ての案件に適用したことから、Bとする。 ＜課題と対応＞ －

施するとともに、必要に応じて見直すことが適当。 【重要度：高】 ・ 保険料は、保険事業を継続的・安定的に実施するための不可欠の要素であり、業務収支の均衡に向けてその水準について不断の見直しを行うことが重要であるため。 イ 信用リスクに応じた保証・保険料率について、農業の事業の特性を踏まえつつ、借入者の信用リスク評価の精緻化（デフォルト率の算定）による保証・保険料率の導入に向けて検討を進める。 検討に当たっては、蓄積した借入者の与信データを分析して、農業信用基金協会と連携を図りつつ、中期目標期間の最終年度までに、システム構築を計画的に行う。 ＜目標水準の考え方＞ ・ デフォルト率の算定に当たっては、一定のデータ（財務データ、デフォルトデータ等）の蓄積が必要であり、取組を開始した平成 27 年度から蓄積されたデータを基に、計画的なシステム構築及び精緻化モデルの試行期間を踏まえると、最終年度までの導入が適当。 ＜想定される外部要因＞ ・ 借入者のデフォルトは、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、借入者の信用リスク評価の精緻化を行うために必要なデフォルトデータの蓄積が進まないことも想定されるため、評価において考慮するものとする。 【重要度：高】 ・ 信用リスク評価の精緻化に	よる保証・保険料率の導入に向けて検討を進める。 検討に当たっては、取組を開始した平成 27 年度から蓄積された借入者の与信データを分析して、農業信用基金協会等と連携を図りつつ、中期目標期間の最終年度までに、システム構築を計画的に行う。 ウ 農業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。	に農業経営改善促進資金について、借入者のデフォルト率に基づく保証・保険料率の円滑な適用に努める。 ウ 農業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。		いものとは言えず、次の中期目標期間以降、より望ましい料率設定のあり方を検討する必要。 ・ 生活資金の保険料率 生活資金については、保険料率の引き下げを求める基金協会からの強い意見があり、今後の農業資金の保険料率の検討とセットで生活資金の料率検討を行う必要。 ・ 公庫転貸資金 公庫資金については、公庫が直接貸し付ければ保証料が不要であるにもかかわらず、ＪＡ等による転貸として基金協会保証とすることにより農業者に保証料負担が発生する構造となっているが、政策資金制度のあり方としてこれで良いのか。 ・ 銀行等案件 銀行等の融資案件については、ＪＡ系統の融資案件に比べて事故率も相当高くなっている。 今後とも銀行等民間金融機関を含めて制度を安定的に活用することができるようにしていくため、事故事例の分析等を通じて、なぜ事故率が高いのか、どうすれば事故率をＪＡ系統の融資案件の水準まで引き下げていくことができるのか、などについて分析、検証していく必要。 iii) 上記の料率算定委員会の結果については、令和 4 年 3 月に開催した農業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行い、賛意が得られた。その内容は信用基金ウェブサイト公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-nou.html イ 信用リスクに応じた保証・保険料率 ○ 令和 2 年度から導入した借入者のデフォルト率に基づく信用リスクに応じた保険料率については、令和 3 年度に引き受けた農業近代化資金等 3 資金※の全案件に適用した。 ※ 農業近代化資金、日本政策金融公庫資金及び沖縄振興開発金融公庫資金（農業改良資金及び青年等就農資金を除く）並びに農業経営改善促進資金の 3 資金。 ウ 適切な水準の貸付金利の設定	
--	---	---	--	--	--

よる保証・保険料率の設定の 取組は、農業者等の経営努力 を保証・保険料に反映するた めのものであり、農業者等の 自主性と創意工夫を活かし た経営改善の取組を支援す る重要なものであるため。 ウ 農業信用基金協会に対す る貸付金利については、貸付 目的、市中金利等を考慮した 適切な水準に設定する。				日本銀行が公表する「預金種類別店頭表示金利 の平均年利率等について」における預入期間ごと の利率に2分の1を乗じて得た利率を、引き続き 適用した。	
--	--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	
5. その他参考情報	
-	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-(3)	農業信用保険業務－保険事故率の低減に向けた取組

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
今期保険引受累計額① (百万円)	－	1,755,368	402,440	820,102	1,212,829	1,593,063		
今期保険金支払額 ② (今期引き受けた案件の み)(百万円)	－	668	3	60	289	594		
保険事故率(②÷①×保 険てん補率)	中期目標期間中 の保険事故率： 0.15%以下	0.05%	0.00%	0.01%	0.03%	0.05%		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(3) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 農業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、農業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、農業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、必	(3) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 農業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、農業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、農業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、農	(3) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 農業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、農業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、農業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、農業信用	<主な定量的指標> ○ 中期目標期間中の保険事故率：0.15%以下 <その他の指標> なし <評価の視点> 保険事故率の低減に向けて、基金協会との協議、融資機関との適切なリスク分担、期中管理等の取組は行われているか	<主要な業務実績> ア 適正な引受・支払審査に向けた協議の実施等 ○ 農業者の経営構造が変化し、農業者数の大幅な減少により、小規模農業者からの引受が減る一方で、大規模化した農業者からの高額引受案件が増加し、結果として、保険としてのリスク分散が、以前より難しくなっていること等を踏まえ、保険事故率低減に向けた方策の拡充として、信用基金が主体的に取り組むことができる手段であり、保険事故の発生抑制に一定の効果を発揮している基金協会との大口保険引受の事前協議について、その審査に当たって適用するものとして「大口保険保証事前協議における引受条件等内部基準」（以下「ガイドライン」という。）を農業構造の変化、経営・財務状況に着目した審査を充実させて設定し、令和4年4月1日からの大口保険引受の事前協議に適用することとした。 また、ガイドラインを踏まえ、大口保険保証の事前協議案件審査を円滑に行うため、農業者の経営・財務状況に着目した審査（稟議）の着眼点について整理した「大口保険保証の事前協議に係る審査マニュアル」を令和4年3月に制定した。 ・ 保証要綱等の制定・改定に伴う協議56件	<自己評価> 評価：A 保険事故率が抑制されるよう、基金協会との事前協議等を確実に実施したほか、部分保証等の効果検証や、要管理先案件等について基金協会等と連携して状況把握を行った。 これらに加えて、保険事故率低減に向けた方策の拡充として、信用基金が主体的に取り組むことができる手段であり、保険事故の発生抑制に一定の効果を発揮している大口保険保証引受事前協議に、引受条件等内部基準を設定するなど、より積極的な取組が実施された。

要に応じて方策を拡充する。 ウ 農業信用基金協会及び融資機関と連携を強化し、大口保険引受先を中心に現地協議の実施や期中管理を通じて、必要に応じ農業信用基金協会が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。 【指標】 ○ 中期目標期間中の保険事故率（直近5年の平均実績：0.15%） <想定される外部要因> ・ 保険事故については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。	業信用基金協会との意見交換等を行うなど連携を深めつつ、必要に応じて方策を拡充する。 ウ 農業信用基金協会及び融資機関と連携を強化し、大口保険引受先を中心に現地協議の実施や期中管理を通じて、必要に応じ農業信用基金協会等が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。 【指標】 ○ 中期目標期間中の保険事故率：0.15%以下	基金協会との意見交換等を行うなど連携を深めつつ、必要に応じて方策を拡充する。 ウ 農業信用基金協会及び融資機関と連携を強化し、大口保険引受先を中心に現地協議の実施や要管理先以下に分類された案件の期中管理報告を受けることにより状況を把握し、必要に応じて経営改善計画の進捗管理の徹底及び見直し等、農業信用基金協会等が行う期中管理の改善を求めるとともに、期中管理要領等の見直しが必要と認められるときは、その旨通知することにより保険事故の未然防止に努める。 また、農業信用基金協会及び融資機関との協議等に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も積極的かつ柔軟に活用し、保険事故の未然防止に向け、連携強化を図る。 【指標】 ○ 中期目標期間中の保険事故率：0.15%以下		（令和2年度 76 件） ・ 大口保険引受案件の事前協議 141 件の全件（令和2年度 177 件） ・ 大口保険金請求案件の事前協議 5 件の全件（令和2年度 4 件） イ 融資機関との適切なリスク分担 ○ 令和3年12月に業務運営の検証委員会を開催し、現在実施している部分保証やペナルティー方式等の方策について導入効果の検証を行った。その結果は以下のとおり。 ・ 部分保証やペナルティー方式については、一定の効果は認められるものの、 ① 部分保証については、対象資金が主に負債整理資金に限られている、 ② ペナルティー方式については、融資機関の負担がわずかで有効性は限定的で、融資機関から「使い勝手が悪い」という意見がある など、様々な課題もあり、これを基金協会が個別に克服するのは困難なため、上記アの取組みを措置することとした。 ○ 上記の業務運営の検証委員会の結果については、令和4年3月に開催した農業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行い、賛意が得られた。その内容は信用基金ウェブサイトでご公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiinkai-nou.html ○ 部分保証の引受実績は、127 件（令和2年度 147 件）。 ウ 大口保険引受先を中心とした期中管理報告や現地協議の実施 ○ 令和3年7月末までに、保証保険については、30 基金協会から、要管理特定事前協議被保証者 118 者の財務状況等を踏まえた期中管理方針の報告を受け、また、融資保険については、6 融資機関から、全貸付先 14 者の直近の財務状況等の報告を受け、保険引受案件の状況検証を行った。この結果、期中管理の改善を求める事案はなかった。 ○ ウェブ会議等を実施した 6 基金協会におい	また、引受段階から期中管理の段階まで今後の教訓を整理したカルテを作成し、ウェブ勉強会において事故事例の分析や留意点等の共有を行ったほか、助成事業を活用して、基金協会において、保険事故率低減に繋がる取組強化が行われた。以上のことから、A とする。 <課題と対応> －
--	--	--	--	---	---

				て、要管理特定事前協議被保証者のうち経営不振に陥っている先の現況や基金協会の対応状況を確認した。 ◇ 上記ア～ウの取組に加え、保険事故率の低減に向けた取組として、最近の大口保険事故事例を中心に、 1. 保証（保険）事故までの経緯 2. 保証（保険）引受けに問題はなかったか 3. 事故の予兆はなかったか 4. 予兆に対して適切な措置は取られたか 等について、引受段階から期中管理の段階まで今後の教訓を整理したカルテを作成し、信用基金ホームページ内の会員専用ページにて情報提供を行っている。 また、令和３年度にはこのカルテを活用したウェブ勉強会を計６回、８基金協会と開催し、引受審査時や期中管理において注意すべきポイント等について意見交換を行った。 ◇ また、令和２年度から実施した助成事業を活用して、基金協会において、 ①個人信用情報機関への照会等の信用調査（３０協会） ②融資機関同行巡回（２１協会） ③早期延滞解消等のための３者協議（３２協会） などの保険事故率低減に繋がる取組強化が行われた。	
--	--	--	--	--	--

４．主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 ＜評価に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、保険事故率の低減に資する取組として、法人が独自に、①これまでの事故事例を分析し、引受段階から期中管理段階までの教訓を整理したカルテを作成して各基金協会へ共有するとともに、②各基金協会が行う期中管理活動等への助成事業（例えば、基金協会が、延滞中の借入者や償還条件変更等に関する融資機関との協議を実施する際に助成）を実施したことから、「Ａ」評価が妥当である。 今後も、保険事故率の低減に向け、可能かつ必要な範囲内でこれらの法人独自の取組の継続が期待される。 なお、大口保険保証引受事前協議に係る引受条件等の内部基準を策定した取組については、今後、保険事故率の低減に向け、一定の効果が期待できるものとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －	A

5. その他参考情報
-

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－1－(4)	農業信用保険業務－求償権の管理・回収の取組

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
回収金収入実績（百万円）	－	2,722	2,395	2,681	1,911	2,097		
回収向上に向けた取組の実施状況								
回収実績の進捗管理実施回数	年 8 回以上	8 回	10 回	9 回	8 回	8 回		
現地協議の実施先数	年 8 先以上	7 回	8 回	8 回	6 回	14 回		
会議・研修の開催回数	年 1 回以上	1 回	1 回	1 回	0 回	0 回		
農業信用基金協会が行う管理・回収のための会議への出席回数	年 3 回以上	3 回	3 回	3 回	0 回	0 回		
大口求償債務者の現況調査の実施回数	年 1 回以上	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(4) 求償権の管理・回収の取組 農業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や農業信用基金協会との現地協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実にを行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況（回収実績の進捗管理状況、現地協議実施状況、会議・研修等開催状況等）	(4) 求償権の管理・回収の取組 農業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や農業信用基金協会との現地協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実にを行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 回収実績の進捗管理実施回数：年 8 回以上 ・ 現地協議の実施先数：年 8 先以上 ・ 会議・研修の開催回数：年 1 回以上 ・ 農業信用基金協会が行う管理・回収のための会議への出席回数：年 3 回以上 ・ 大口求償債務者の現況調査の実施回数：年 1 回以上	(4) 求償権の管理・回収の取組 農業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や農業信用基金協会との現地協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実にを行う。 また、農業信用基金協会との協議等に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も積極的かつ柔軟に活用し、求償権の回収向上に向け、連携強化を図る。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 回収実績の進捗管理実施回数：年 8 回以上 ・ 現地協議の実施先数：年 8 先以上 ・ 会議・研修の開催回数：年 1 回以上	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 回収実績の進捗管理実施回数：年 8 回以上 ・ 現地協議の実施先数：年 8 先以上 ・ 会議・研修の開催回数：年 1 回以上 ・ 農業信用基金協会が行う管理・回収のための会議への出席回数：年 3 回以上 ・ 大口求償債務者の現況調査の実施回数：年 1 回以上 <評価の視点>	<主要な業務実績> ○ 大口求償債務者や固定化している求償権の回収見込額・回収原資の状況及び回収方針について、コロナ禍を踏まえ、6 基金協会とウェブ会議により協議を実施した。 - また、カルテを活用したウェブ勉強会を行った 8 基金協会に対しても、あわせて求償権の回収向上について協議を実施した。 ○ 事業計画における回収納付額が 5 千万円以上の基金協会を対象に内容照会を行い、求償権の回収努力・促進を依頼した。 ○ 令和 3 年度の各基金協会の回収納付事業計画額と納付実績額との対比を行い、ウェブ会議等を利用して進捗管理を行った。 ○ 求償権の回収向上に資するため、基金協会向けの研修会を予定していたが、コロナ禍で開催を中止し、信用基金のホームページ内の会員専用ページ掲載によるサービサーを有効活用した求償権管理回収事例の紹介及びウェブによる事務手続	評定：A コロナ禍の中で所期の目的が達成されるよう努力し、回収実績の進捗管理や基金協会との協議を着実に実施した。 これらに加えて、回収に向けた法的措置の実施等の取組が基金協会において強化されるよう、基金協会に対する助成事業を活用して、求償権の管理・回収の効率化を図った。 これらのことから、A とする。 <課題と対応> －

		・ 農業信用基金協会が行う管理・回収のための会議への出席回数：年３回以上 ・ 大口求償債務者の現況調査の実施回数：年１回以上	求償権の回収向上に向けて、回収実績の進捗管理、基金協会との現地協議等の取組は行われているか	に関する説明会を実施した。 ○ 基金協会の各地区において開催される管理・回収会議に出席し、求償権の回収努力・促進の依頼を予定していたが、コロナ禍で書面による開催や開催そのものが見送り又は中止となったため、基金協会から「大口求償債務者の現況及び今後の回収方針等の報告書」の提出を受け、大口求償債務者の現況等を把握し、回収見込のある案件について、基金協会とのウェブによる協議等を通じて、求償権の回収努力・促進を依頼した。 ◇ 上記の取組に加え、令和２年度から実施した助成事業を活用して、 ①強制執行（競売、債権差押等）、支払督促等の法的措置の実施（41 協会） ②サービサー回収委託（26 協会） ③弁護士への依頼（23 協会） ④コンビニ収納代行サービス（16 協会） ⑤回収専門員の設置（4 協会） など、各基金協会の求償権の管理・回収の取組強化が行われた。	
--	--	---	---	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	A
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、求償権の管理・回収に資する取組として、法人が独自に、各基金協会が行う求償活動への助成事業（例えば、基金協会が、サービサーへの回収委託や弁護士への依頼を実施する際に助成）を実施したことから、「A」評価が妥当である。 また、コロナ禍により、計画どおりの基金協会向けの研修は実施できなかったが、求償権回収事例の紹介や事務手続きの説明をホームページのデータやウェブシステムを利用して行うなどの工夫に努めたことも評価できる。 今後も、求償権の管理・回収の促進に向け、可能かつ必要な範囲内で当該法人独自の取組の継続が期待される。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	

5. その他参考情報
-

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-(5)	農業信用保険業務－利用者のニーズの反映等

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
利用者へのアンケート調査による意見募集回数	年2回以上	2回	2回	2回	5回	4回		
農業者等の全国団体等との情報・意見交換回数	年3回以上	7回	7回	3回	5回	6回		
銀行・信用金庫・信用組合等の全国団体等との情報・意見交換回数	年2回以上	1回	3回	5回	0回	0回		
農業信用基金協会との情報・意見交換回数	年5回以上	34回	35回	27回	15回	31回		
相談窓口の開設回数	－	－	4回	6回	7回	12回		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(5) 利用者のニーズの反映等 農業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や農業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、農業信用基金協会等と連携して対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況（意見募集や情報・意見交換等の実施状況、相談窓口開設回数等）	(5) 利用者のニーズの反映等 農業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や農業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、農業信用基金協会等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年2回以上 ・ 農業者等の全国団体等との情報・意見交換回数：年3回	(5) 利用者のニーズの反映等 農業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や農業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、農業信用基金協会等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 また、融資機関や農業者等の全国団体等との情報・意見交換等に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も積極的かつ柔軟に活用し、利用者ニーズの把握等に向	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年2回以上 ・ 農業者等の全国団体等との情報・意見交換回数：年3回以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等の全国団体等との情報・意見交換回数：年2回以上 ・ 農業信用基金協会との情報・意見交換回数：年5回以上 ・ 相談窓口の開設回数	<主要な業務実績> ○ 基金協会に対して、 ・ 農家経済安定資金及び農家生活改善資金の保証上限額の実態調査を1回、 ・ 農業経営構造の変化等を踏まえた農業信用保証保険の対応の考え方に係る意見募集を2回、 ・ 農業プロパー資金保証引受審査時のチェック方法に関する調査を1回、計4回行った。 ○ 制度に関する利用者の意識やニーズを把握するため中央畜産会主催の全国会議等において6回意見交換等を行った。 ○ 基金協会のブロック会議や全国常務者会議等において、31回意見交換を行った。 このうち第1-1-(3)保険事故率の低減に向けた取組として、ガイドラインを設定するに当たっては、令和3年6月の全国常務者会議での説明以降、全ての基金協会を対象にした意見募集を行うとともに、複数回意見交換を行った基金協会を含めてのべ14基金協会と意見交換を行った。 また、ガイドラインにおいて、農業資金につい	<自己評価> 評定：B 制度に関する調査・意見募集・情報交換を通じて利用者のニーズを把握するとともに、災害発生時には相談窓口を開設し、基金協会等と連携して対応したことから、Bとする。 <課題と対応> －

	以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等の全国団体等との情報・意見交換回数：年2回以上 ・ 農業信用基金協会との情報・意見交換回数：年5回以上 ・ 相談窓口の開設回数	け、相手先との意思疎通を強化する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年2回以上 ・ 農業者等の全国団体等との情報・意見交換回数：年3回以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等の全国団体等との情報・意見交換回数：年2回以上 ・ 農業信用基金協会との情報・意見交換回数：年5回以上 ・ 相談窓口の開設回数	<評価の視点> 制度の利用者のニーズを把握し、業務運営に反映させる取組は行われているか	ては、被保証者の経営指標に基づくランク判定結果により引受上限額を適用することとしているが、この判定が容易にできるものを信用基金で用意してもらいたいとの基金協会からの要望に基づき、「ランク判定シート」を作成し、基金協会に配布した。 ○ 台風等の災害による被害や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等を対象に、資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等に関する相談窓口を速やかに開設した（12回）。	
--	--	---	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	B

5. その他参考情報
-

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-(6)	農業信用保険業務－事務処理の適正化及び迅速化

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務処理方法についての点検及び見直しの検討	年 1 回以上	－	1 回	1 回	1 回	1 回		
標準処理期間内の処理								
保険通知の処理・保険料徴収	37 日	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
保険金支払審査	25 日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
納付回収金の収納	29 日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
長期資金貸付審査	償還日と同日付貸付	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
短期資金貸付審査	月 3 回（5 のつく日）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
担当部署及び会計部署における点検実施回数	毎月 1 回以上	毎月 2 回以上	毎月 2 回以上	毎月 1 回以上	毎月 1 回以上	毎月 1 回以上		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(6) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、標準処理期	(6) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年	(6) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年 1 回以上 ・ 業務処理方法についての見直しの実施状況 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月 1 回以上 <評価の視点>	<主要な業務実績> ア 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ○ 信用基金の審査担当者が、令和 4 年 4 月より実施するガイドラインを踏まえた大口保険保証の事前協議案件審査を円滑に行うとともに、マニュアルの活用により、一定水準以上の審査及び同一目線での審査を可能とするため、「大口保険保証の事前協議に係る審査マニュアル」を令和 4 年 3 月に制定した。 イ 標準処理期間内の事務処理 事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。 ウ 保険料や貸付金利息等の確実な徴収 ○ 保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において複数の職員が正確性の点検を行い、定められた納入期日に確実に徴収した。	<自己評価> 評定：A 大口保険引受案件の事前協議について、「大口保険引受事前協議の引受条件等ガイドライン」を設定したことに伴い、一定水準以上の審査及び同一目線での審査を可能とするため新たに「大口保険保証の事前協議に係る審査マニュアル」を作成し、信用基金の業務の質的向上を図ったことから、A とする。 <課題と対応>

間内に案件の処理を行う。 <目標水準の考え方> - 前中期目標期間において、目標（85%以上の処理）の確実な達成が見込めるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求めるため、目標を15ポイント引き上げ、全ての案件を標準処理期間内に処理することが適当。 - なお、利用者からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰すべき事由とならないものについては、標準処理期間から除くことが適当。 ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施状況	1回以上 業務処理方法についての見直しの実施状況 イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。 (ア) 保険通知の処理・保険料徴収 37日 (イ) 保険金支払審査 25日 (ウ) 納付回収金の収納 29日 (エ) 貸付審査 農業長期資金 償還日と同日付貸付 農業短期資金 月3回（5のつく日） ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1回以上	1回以上 業務処理方法についての見直しの実施状況 イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。 (ア) 保険通知の処理・保険料徴収 37日 (イ) 保険金支払審査 25日 (ウ) 納付回収金の収納 29日 (エ) 貸付審査 農業長期資金 償還日と同日付貸付 農業短期資金 月3回（5のつく日） ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1回以上	利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、事務処理の適正化及び迅速化に向けた取組は行われているか	○ 貸付金について、期日どおりに確実に回収した。	－
--	--	--	--	---------------------------------	----------

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	A
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、事務処理の適正化及び迅速化に資する取組として、法人が独自に、「大口保険保証の事前協議に係る審査マニュアル」を策定し、各基金協会との間で当該マニュアルに基づく事務処理の標準化を行ったことにより、法人のみならず、各基金協会も含めた業務の効率化や質的向上に寄与する仕組みを構築したことから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	

5. その他参考情報

-

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2	林業信用保証業務

2. 主要な経年データ						
主要な参考指標情報		主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
林業信用保証業務			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)
(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組	(第1-2-(1)参照)	予算額(千円)	12,631,226	13,564,838	11,905,538	11,702,685
(2) 適切な保証料率の設定	(第1-2-(2)参照)	決算額(千円)	7,369,787	9,141,894	6,780,393	6,546,139
(3) 代位弁済率の低減に向けた取組	(第1-2-(3)参照)	経常費用(千円)	1,061,724	1,316,065	1,173,205	593,633
(4) 求償権の管理・回収の取組	(第1-2-(4)参照)	経常収支(千円)	△408,383	△482,880	△581,920	330,864
(5) 利用者のニーズの反映等	(第1-2-(5)参照)	行政コスト(注)(千円)	485,402	1,316,105	1,175,101	593,633
(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証	(第1-2-(6)参照)	従事人員数(人)	※110	※108	※110	※111
(7) 事務処理の適正化及び迅速化	(第1-2-(7)参照)	※期首の全体数				

(注)「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 2 林業信用保証業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 (第1-2-(1)参照) (2) 適切な保証料率の設定 (第1-2-(2)参照) (3) 代位弁済率の低減に向けた取組 (第1-2-(3)参照) (4) 求償権の管理・回収の取組 (第1-2-(4)参照) (5) 利用者のニーズの反映等 (第1-2-(5)参照) (6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証 (第1-2-(6)参照) (7) 事務処理の適正化及び迅速化 (第1-2-(7)参照)	第1-2-(1)～(7)を参照。	同左	同左	評定：A 4項目についてA、3項目についてBとしたことから、中項目「2 林業信用保証業務」についてはA評価とする。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	A
<評価に至った理由> 7つの小項目のうち、3項目でA、4項目でBとなった。このうち、重要度が高い業務とされた1項目（（2）適切な保証料率の設定）でAとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「2 林業信用保証業務」についてはA評価とする。 $(3\text{項目} \times 3\text{点} + 4\text{項目} \times 2\text{点} + 1\text{項目} \times 3\text{点}) / (7\text{項目} \times 2\text{点} + 1\text{項目} \times 2\text{点}) = 125.0\%$ ※算定にあたっては、評価毎の点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点とし、重要度が高い1項目（（2）適切な保証料率の設定）については、ウエイトを2倍としている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	
5. その他参考情報	
-	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(1)	林業信用保証業務－融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
保証引受件数	前年度実績 以上	1,047 件 272 億 65 百万円	1,008 件 282 億 62 百万円	1,045 件 316 億 72 百万円	932 件 293 億 53 百万円	709 件 207 億 99 百万円		令和 2 年度から、指標の件数の算式を「概ね過去 5 年間の平均増減率 ×前年度実績」に変更。
保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率	前年度実績 以上	43.9% 460 件 158 億 33 百万円	43.6% 439 件 170 億 17 百万円	40.8% 426 件 191 億 60 百万円	39.7% 370 件 174 億 39 百万円	42.9% 304 件 119 億円		令和 2 年度から、指標の比率の算式を「概ね過去 5 年間の平均増減率 ×前年度実績」に変更。
融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況								
関係団体、都道府県への制度説明回数	年 17 回以上	30 回	41 回	40 回	19 回	20 回		
融資機関への訪問による制度普及回数		135 回	112 回	95 回	(167 回)	(143 回)		() 書は現地訪問以外の手法による制度普及回数。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
2 林業信用保証業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、融資機関や林業関係団体等への訪問等により積極的な林業信用保証制度の普及推進及び利用促進に向けた取組を実施する。特に、政策効果の高度発揮の観点から、林業・木材産業改善資金助成法（昭和 51 年法律第 42 号）又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和 54 年法律第 51 号。以下「暫定措置法」という。）に基づき都道府県知事の認定を受けた計画の実施に必要な資金（制度資金）に係る保証利用を促進する。	2 林業信用保証業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、融資機関や林業関係団体等への訪問等により積極的な林業信用保証制度の普及推進及び利用促進に向けた取組を実施する。特に、政策効果の高度発揮の観点から、林業・木材産業改善資金助成法（昭和 51 年法律第 42 号）又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和 54 年法律第 51 号。以下「暫定措置法」という。）に基づき都道府県知事の認定を受けた計画の実施に必要な資金（制度資金）に係る保証利用を促進する。	2 林業信用保証業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、融資機関や林業関係団体等への訪問等により積極的な林業信用保証制度の普及推進及び利用促進に向けた取組を実施する。特に、政策効果の高度発揮の観点から、林業・木材産業改善資金助成法（昭和 51 年法律第 42 号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和 54 年法律第 51 号。以下「暫定措置法」という。）又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成 8 年法律第 47 号）に基づき都	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 保証引受件数：概ね過去 5 年間の平均増減率×前年度実績（95.1%×932 件＝886 件） ○ 保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率：概ね過去 5 年間の平均増減率×前年度実績（96.5%×39.7%＝38.3%） ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況	<主要な業務実績> ○ 制度の普及推進・利用促進のため、保証制度や制度資金について、林業・木材産業関係団体、都道府県、融資機関への説明を行った。 説明に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も積極的かつ柔軟に活用して、コロナ禍においても制度の普及推進・利用促進が図られるよう取り組んだ。その概要は以下のとおり。 ・ 在京の中央団体への訪問や、現地団体又は都道府県主催会議へのウェブ会議システムによる参加、資料配付等を行い、林業信用保証の普及に努めた。（20 回） ・ コロナ関係保証等の効果的な利用が図られるよう、電話により融資機関に対し、制度の概要や手続の説明を行った。（143 回） ・ コロナ関係保証や 7 月豪雨等に対応した災害復旧対策保証の情報が広く周知できるよう、林業・木材産業や金融関係の業界紙に広告を行った。（14 回）	<自己評価> 評価：B コロナ禍において、ウェブ会議システム、資料配付、電話等の手法を活用し、関係機関への林業信用保証制度の普及推進・利用促進に取り組んだ。 保証引受件数は指標値を大幅に下回ったが、これは、前年度に引き続きコロナ禍の影響が大きいと考えられる。制度資金の比率は指標値を上回った。これらのことから、B とする。

【指標】 ○ 保証引受件数（直近5年の平均実績：1,260件） ○ 保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率（直近5年の平均実績：50%） ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況（制度説明回数等） <想定される外部要因> ・ 保証引受件数は、木材の需給動向等による林業・木材産業の設備投資や運転資金の借入額の変動のほか、融資機関によるプロパー融資の動向等に影響を受けるものであることから、評価において考慮するものとする。	【指標】 ○ 保証引受件数 ○ 保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率 ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況 ・ 関係団体、都道府県への制度説明回数：年17回以上 ・ 融資機関への訪問による制度普及回数	道府県知事等の認定を受けた計画の実施に必要な資金（制度資金）に係る保証利用を促進する。 また、融資機関等関係機関への訪問等に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も積極的かつ柔軟に活用し、制度の普及推進等に向け、相手先との関係強化を図る。 【指標】 ○ 保証引受件数：概ね過去5年間の平均増減率×前年度実績 ○ 保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率：概ね過去5年間の平均増減率×前年度実績 ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況 ・ 関係団体、都道府県への制度説明回数：年17回以上 ・ 融資機関への訪問等による制度普及回数	・ 関係団体、都道府県への制度説明回数：年17回以上 ・ 融資機関への訪問による制度普及回数 <評価の視点> 林業信用保証制度の普及推進及び利用促進、制度資金に係る保証利用促進に向けた取組が行われているか	○ 令和3年度の保証引受は、709件（207億99百万円）となり、指標値（886件）の80.0%となった。引受件数、引受金額の減は前年度に引き続きコロナ禍の影響によるものと考えられる。なお、コロナ関係の保証引受実績は2件（令和2年度90件）となった。 また、保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率は42.9%となり、指標値（38.3%）を上回った。	<課題と対応> －
---	---	---	---	---	-------------------------------

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	B

5. その他参考情報
－

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(2)	林業信用保証業務－適切な保証料率の設定

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
主な資金の保証料率								
一般資金	—	年 0.20～1.80% (8 段階)	年 0.20～1.80% (8 段階)	年 0.20～1.80% (8 段階)	年 0.20～1.80% (8 段階)	年 0.20～1.80% (8 段階)	年 0.20～1.80% (8 段階)	
制度資金（木材産業等高度化推進資金 4 倍協調等）	—	年 0.15～1.35% (8 段階)	年 0.15～1.35% (8 段階)	年 0.15～1.35% (8 段階)	年 0.15～1.35% (8 段階)	年 0.15～1.35% (8 段階)	年 0.15～1.35% (8 段階)	
制度資金（林業・木材産業改善資金等）	—	年 0.10～0.90% (8 段階)	年 0.10～0.90% (8 段階)	年 0.10～0.90% (8 段階)	年 0.10～0.90% (8 段階)	年 0.10～0.90% (8 段階)		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(2) 適切な保証料率の設定 保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、林業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保証料率の見直しを行う。 <目標水準の考え方> - 保証料率については、収支相等の原則に基づいて設定することを基本として、保証料率水準の点検を毎年度実施するとともに、必要に応じて見直すことが適当。 【重要度：高】 - 保証料は、保証事業を継続的・安定的に実施するための不可欠の要素であり、業務収支の均衡に向けてその水準	(2) 適切な保証料率の設定 保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、林業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保証料率の見直しを行う。	(2) 適切な保証料率の設定 保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、林業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、料率算定委員会において保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保証料率の見直しを行う。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、料率の点検、検討は行われているか	<主要な業務実績> ○ 下記のとおり、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、料率算定委員会における点検等を行い、適切な水準の保証料率を設定した。 i) 令和 2 年度の料率算定委員会における点検結果を踏まえ、保証料率について、従前の 3 区分を廃止し、制度資金に係る料率は年 0.15%～1.35%、それ以外は年 0.20%～1.80%の 2 区分とする見直しを行い、令和 3 年 10 月 1 日以降の保証引受に適用した。 ii) 令和 3 年度の料率算定委員会を令和 3 年 12 月に開催し、保証料率水準の点検を実施した。その結果は以下のとおり。 - 昨年度の料率算定委員会において、保証料率の特例ルールやその運用について、早急に見直しを検討する必要があるとされたことを受け、制度資金の優遇保証料率の運用や、個々の保証料率の当てはめを見直し、着実に効果が現れている。 - こうした状況下で、まずは特例保証料率の適正化を進める。 - 業務収支全体の均衡が図られていることもあり、少なくとも特例保証料率の見直しが行われる令和 4 年度は、現行の保証料率で据	<自己評価> 評定：A 令和 3 年度の料率算定委員会において、業務収支や代位弁済の状況等を踏まえ、保証料率水準を点検し適切な水準の保証料率を設定した。 また、保証料率の特例ルールやその運用について点検・検討を行い、令和 3 年 10 月に制度資金の優遇保証料率の運用や、個々の保証料率の当てはめを見直し、令和 3 年 10 月以降の保証引受に適用するという、より積極的な取組を実施した。 以上のとおり、中期目標を上回る水準の取組を行ったことから、A とする。

について不断の見直しを行うことが重要であるため。				え置くこととする。 上記の料率算定委員会の結果については、令和4年3月に開催した林業信用保証業務運営委員会において説明・意見交換を行った。 その内容は、信用基金ウェブサイトで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiinkai-rin.html	<課題と対応> －
--------------------------	--	--	--	---	--------------

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	A
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、適切な保証料率の設定に資する取組として、法人が独自に、優遇料率の縮小等の取組を行ったことにより、今後、林業信用保証業務収支の長期的な均衡に向け一定の効果が期待できることから、「A」評価が妥当である。	
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> －	
<その他事項> －	

5. その他参考情報
－

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(3)	林業信用保証業務－代位弁済率の低減に向けた取組

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
今期保証引受累計額① (百万円)	－	148,427	28,262	59,935	89,287	110,087		
今期代位弁済額 ② (今期引き受けた案件の み)(百万円)	－	1,670	158	316	487	583		
代位弁済率(②÷①)	中期目標期間中 の代位弁済率： 2.03%以下	1.13%	0.56%	0.53%	0.55%	0.53%		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(3) 代位弁済率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保証契約を締結した案件の代位弁済率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 財務状況の的確な判断等による適正な審査を目的とする保証審査協議会への付議、期中管理のための融資機関との情報共有の取組を進める。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、林業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証や融資機関のプロパー融資との組み合わせを推進する。 【指標】 ○ 中期目標期間中の代位弁済率（直近5年の平均実績：2.03%） <想定される外部要因> ・ 代位弁済については、経済	(3) 代位弁済率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保証契約を締結した案件の代位弁済率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 財務状況の的確な判断等による適正な審査を目的とする保証審査協議会への付議、期中管理のための融資機関との情報共有の取組を進める。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、林業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証や融資機関のプロパー融資との組み合わせを推進する。 【指標】 ○ 中期目標期間中の代位弁済率：2.03%以下	(3) 代位弁済率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保証契約を締結した案件の代位弁済率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 財務状況や林業者等の特性を踏まえた的確な判断等による適正な審査を目的とする保証審査協議会への付議、融資機関との間での財務諸表や経営改善計画の進捗状況等の情報共有の取組を進める。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、林業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証や融資機関のプロパー融資との組み合わせを推進する。 【指標】 ○ 中期目標期間中の代位弁済率：2.03%以下	<主な定量的指標> ○ 中期目標期間中の代位弁済率：2.03%以下 <その他の指標> なし <評価の視点> 代位弁済率の低減に向けて、適正な審査の実施、部分保証や融資機関のプロパー融資との組み合わせによる融資機関とのリスク分担等の取組は行われているか	<主要な業務実績> ア 保証審査協議会への付議及び融資機関との情報共有 ○ 適正な引受審査 新規・増額・財務内容不良案件等について、債務保証審査協議会に付議した結果、財務内容不良等による拒否・再協議等は、98件中0件であった。（令和2年度360件中11件） また、信用基金の保証引受審査担当者が、マニュアルの活用により一定水準以上・同一目線での審査を円滑に行えるよう、令和3年10月に、「債務保証審査マニュアル」を改正した。併せて審査を効率化する観点から、債務保証審査協議会への付議の対象は、特に財務状況が不良な先とする見直しを行った。（令和3年10月以降の拒否・再協議等：2件） ○ 融資機関との情報共有 引受審査時に融資機関から事案の内容や支援方針等を聴取する一方、信用基金からも林業・木材産業の状況や保証利用に係る要件等を説明し、審査に必要な情報を互いに共有した。 ○ 適切な期中管理等 ・ 実質管理案件について、管理表を作成し、	<自己評価> 評定：A 代位弁済率が抑制されるよう、適正な引受審査及び適切な期中管理を融資機関と適切に情報の共有を行い確実に実施した。 また、保証割合について、代位弁済リスク軽減が期待される部分保証（80%保証）を原則とする見直しを行い、関係者への丁寧な説明を行いながら、令和3年10月以降の保証引受に適用した。その結果、部分保証の引受実績は大幅に伸長した。以上のことから、Aとする。 <課題と対応>

情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。				半年ごとに融資機関を通じて収集した財務状況や借入金の返済状況を確認するなど、適切に期中管理を行った。 - 経営状況が悪化した保証先について、専門家を交え事業再生計画の進捗等について議論する再生支援協議会等主催のバンクミーティングに、ウェブ会議システムを活用して出席又は取扱融資機関を通じてミーティング内容を把握した。(19 件)(令和2年度 13 件) 融資機関協調支援の場合には保証機関として協調する等、保証先の経営健全化への支援に向けた管理を行った。 - 債権管理の実状を点検し、事故の予見段階の手續・対応等を整備することで、事故の発生防止等に資するよう、令和3年 10 月に、「求償権等の管理マニュアル」を改正した。 マニュアル改正により、予見通知制度の重要性、予見段階の具体例、基金に対する具体の通知方法を整理し、これに基づき予見段階の通知が的確に行われるよう融資機関へ周知を行った。これにより債権の保全に必要な注意義務が一層払われ、事故発生の未然防止につながることが期待できると考えられる。 イ 融資機関との適切なリスク分担 ○ 保証割合について、原則 80%保証とし、100%保証の対象は災害復旧等に必要な資金及び制度資金に係る保証とする見直しを行い、令和3年 10 月 1 日以降の保証引受に適用した。 なお、既往債務についての適用は、個別に協議して決定することとし、関係約定融資機関、被保証者に対して丁寧な対応を行うこととして、通常の更新協議期間の概ね 2 倍の期間を設けて協議を行った。 以上の取組の結果、部分保証の引受実績は 533 件、全引受案件に占める部分保証の案件の割合は 75.2%となり、前年度実績を大幅に上回った。(令和2年度 316 件、33.9%) また、融資機関のプロパー融資との組合せを推進した。	ー
---	--	--	--	---	----------

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	A
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、代位弁済率の低減に資する取組として、法人が独自に、部分保証を拡大するための調整を行い、保証引受額について融資額の 80%を原則とする（例外的に災害復旧等の場合に限り 100%とする）との見直しを行ったことから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	
5. その他参考情報	
-	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(4)	林業信用保証業務－求償権の管理・回収の取組

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
回収金収入実績（百万円）	－	269	281	157	217	134		
回収向上に向けた取組の実施状況								
全求償権の回収方策等に関する検討会の開催回数	年 2 回以上	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回		
弁済が滞っている先への催告回数	年 2 回以上	3 回	2 回	3 回	2 回	3 回		
債権回収業者との打合せ回数	年 2 回以上	2 回	3 回	2 回	3 回	2 回		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(4) 求償権の管理・回収の取組 求償権の回収については、求償債務者の特質に応じた回収方策を検討し、催告頻度の増加や債権回収業者（サービサー）の効果的な活用等、回収向上に向けた取組を着実にを行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況（回収方策の検討状況、催告頻度、債権回収業者の活用状況等）	(4) 求償権の管理・回収の取組 求償権の回収については、求償債務者の特質に応じた回収方策を検討し、催告頻度の増加や債権回収業者（サービサー）の効果的な活用等、回収向上に向けた取組を着実にを行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 全求償権の回収方策等に関する検討会の開催回数：年 2 回以上 ・ 弁済が滞っている先への催告回数：年 2 回以上 ・ 債権回収業者との打合せ回数：年 2 回以上	(4) 求償権の管理・回収の取組 求償権の回収については、求償債務者の特質に応じた回収方策を検討し、催告頻度の増加や債権回収業者（サービサー）の効果的な活用等、回収向上に向けた取組を着実にを行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 全求償権の回収方策等に関する検討会の開催回数：年 2 回以上 ・ 弁済が滞っている先への催告回数：年 2 回以上 ・ 債権回収業者との打合せ回数：年 2 回以上	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 全求償権の回収方策等に関する検討会の開催回数：年 2 回以上 ・ 弁済が滞っている先への催告回数：年 2 回以上 ・ 債権回収業者との打合せ回数：年 2 回以上 <評価の視点> 求償権の回収向上に向けて、求償権の回収方策等に関する検討会、弁済が滞っている先への催告等の取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 全求償権の回収方策等に関する検討 全求償権先における回収の進捗状況を確認するため、回収方策等に関する検討会を 2 回（令和 3 年 9 月及び令和 4 年 3 月）開催した。回収の進まない先に対して、催告書の送付、法的手続の実施等の回収方策の見直しを行った。 ○ 弁済が滞っている先への催告 弁済が滞っている先、及び、弁済があってもその額が弁済能力に比して低調な先を対象に催告書を 3 回・のべ 11 先（令和 3 年 6 月に 7 先、令和 3 年 10 月に 2 先、令和 4 年 3 月に 2 先）に送付して、弁済の開始、再開又は増額を促進した。 ○ 債権回収業者との打合せ 債権回収業者に委託した求償権先における回収の進捗状況を確認するため、債権回収業者と打合せを 2 回（令和 3 年 7 月及び令和 4 年 1 月）行い、回収方策等の必要な措置を指示した。 ○ 上記のほか、保証債務等履行請求訴訟、不動産競売申立など法的手続（8 件）を実施した。	<自己評価> 評定：B 求償権の回収向上に向けて着実に取り組んだことから、B とする。 <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	
5. その他参考情報	
-	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(5)	林業信用保証業務－利用者のニーズの反映等

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
木材製造業者を対象としたアンケート調査回数	年 2 回以上	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回		
都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数	年 2 回以上	4 回	5 回	2 回	6 回	5 回		
相談窓口の開設回数	－	6 回	8 回	6 回	7 回	8 回		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(5) 利用者のニーズの反映等 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換やアンケート調査を通じて、林業信用保証制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営に適切に反映させるとともに、林政上の課題に対応し、林業者等のニーズも踏まえ、本制度の利用拡大に向けて、保証割合などの保証条件や必要な運用の見直し等を行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、融資機関等と連携して対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況（意見募集や情報・意見交換等の実施状況、相談窓口開設回数等）	(5) 利用者のニーズの反映等 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換やアンケート調査を通じて、林業信用保証制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営に適切に反映させるとともに、林政上の課題に対応し、林業者等のニーズも踏まえ、本制度の利用拡大に向けて、保証割合などの保証条件や必要な運用の見直し、平成 30 年の基金法改正に基づく出資持分の払戻しの計画的な実施、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 46 条に規定する林業経営者に対する経営の改善発達に係る助言等に取り組むほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、融資機関等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 木材製造業者を対象としたアンケート調査回数：年 2 回	(5) 利用者のニーズの反映等 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換やアンケート調査を通じて、林業信用保証制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営に適切に反映させるとともに、林政上の課題に対応し、林業者等のニーズも踏まえ、本制度の利用拡大に向けて、保証割合などの保証条件や必要な運用の見直し、平成 30 年の独立行政法人農林漁業信用基金法（平成 14 年法律第 128 号。以下「基金法」という。）改正に基づく出資持分の払戻しの計画的な実施、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 46 条に規定する林業経営者に対する経営の改善発達に係る助言等に取り組むほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、融資機関等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 また、都道府県や関係団体との情報・意見交換等に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 木材製造業者を対象としたアンケート調査回数：年 2 回以上 ・ 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数：年 2 回以上 ・ 経営の改善発達に係る制度周知、助言等の件数 ・ 相談窓口の開設回数 <評価の視点> 制度の利用者のニーズを把握し、業務運営に反映させる取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 林業・木材産業者の資金調達の状況、林業信用保証制度の認知度等を把握するため、都道府県と連携して、林業・木材産業者、融資機関へのアンケート調査を 2 回実施した。 ○ 在京の中央団体への訪問やウェブ会議システム等の活用により、林業信用保証制度の運用や普及等について、林業・木材産業関係団体、都道府県等と情報・意見交換を 5 回行った。 ○ アンケート調査や意見交換を通じて把握した意見を踏まえ、効果的な情報発信の手法等について検討を行った。 ○ 信用基金ウェブサイト等において、引き続き、出資に関する制度改正を周知し、払戻しの希望があった 49 者に対し、37 百万円の払戻しを行った。 ○ 森林経営管理法に基づく経営の改善発達に係る制度周知のため、林野庁主催の研修で制度説明を計画していたが、コロナ禍により出席は見合わせ、説明資料の配付を行った。（6 回）さらに、経営管理実施権を設定した市町村に対し、資料を送付し、制度周知に取り組んだ。（5 回）（計 11 回）	<自己評価> 評定：B 林業・木材産業者への調査や林業・木材産業関係団体、都道府県等との情報・意見交換を通じてニーズを把握するとともに、基金法改正に基づく出資持分の払戻し、森林経営管理法に基づく経営改善発達に係る制度周知に取り組んだ。また、災害発生時等には相談窓口を開設し、融資機関等と連携して対応したことから、B とする。 <課題と対応> －

	以上 ・ 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数：年2回以上 ・ 経営の改善発達に係る制度周知、助言等の件数 ・ 相談窓口の開設回数	外の手法も積極的かつ柔軟に活用し、利用者ニーズの把握等に向け、相手先との意思疎通を強化する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 木材製造業者を対象としたアンケート調査回数：年2回以上 ・ 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数：年2回以上 ・ 経営の改善発達に係る制度周知、助言等の件数 ・ 相談窓口の開設回数		○ 台風等の災害による被害や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた林業者等を対象に、資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等に関する相談窓口を速やかに開設した（8回）。	
--	---	--	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	B
5. その他参考情報	
-	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(6)	林業信用保証業務－林業者等の将来性等を考慮した債務保証

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証 債務保証の審査に当たっては、財務状況等の分析に基づく判断に加え、林業者等の今後の事業展開に伴う経営の将来性を従来以上に見通すことが必要となっていることから、林業・木材産業専門の債務保証を行う機関としての知見を活かし、林業者等の将来性を考慮した債務保証に取り組み、中期目標期間の最終年度までに、林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアルを整備し、本格導入するとともに、職員の審査能力向上の取組を実施する。 <目標水準の考え方> 林業者等の将来性の評価については、これまで体系的な方法が十分確立されていなかったことを踏まえ、マニュアルの整備に当たっては、林業・木材産業の特質に応じた非財務情報の検討項目の抽出と判断基準の設定、検証といった試行を平成 30 年度から実施することとし、最終年度までに本格的に導入することが適当。	(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証 債務保証の審査に当たっては、財務状況等の分析に基づく判断に加え、林業者等の今後の事業展開に伴う経営の将来性を従来以上に見通すことが必要となっていることから、林業・木材産業専門の債務保証を行う機関としての知見を活かし、林業者等の将来性を考慮した債務保証に取り組み、中期目標期間の最終年度までに、林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアルを整備し、本格導入するとともに、職員の審査能力向上の取組を実施する。 このため、林業・木材産業の特質に応じた非財務情報の検討項目の抽出と判断基準の設定、検証といった試行を平成 30 年度から実施し、中期目標期間の最終年度までに、林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアルを整備し、本格導入するとともに、職員の審査能力向上の取組を実施する。	(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証 債務保証の審査に当たっては、財務状況等の分析に基づく判断に加え、林業者等の今後の事業展開に伴う経営の将来性を従来以上に見通すことが必要となっていることから、林業・木材産業専門の債務保証を行う機関としての知見を活かし、林業者等の将来性を考慮した債務保証を効果的に実施するためのマニュアル整備に向け、林業・木材産業の特質に応じた非財務情報の検討項目の抽出と判断基準の設定、検証の取組を更に進める。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアル整備に向けた取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 中期目標期間の最終年度までのマニュアル整備、本格導入に向け、下記のとおり、保証引受の試行、検証を行った。(保証引受の試行実績：7 件(令和2年度4件)) i) 林業・木材産業への起業を支援する観点から、これまでは決算書がないために保証の対象外であった新規創業者に対し、新たに将来性評価の導入によって保証対象とできるようにする仕組みについて、その保証引受の試行を前年度に引き続いて実施した。 ii) 上記の取組を進める中で、他産業を営む者で新たに林業・木材産業に参入する者については、既往事業の財務諸表を有する点において上記の新規創業者とは異なり、別の取扱いが必要であることが明らかになった。 上記実状を踏まえ、他産業から林業・木材産業への参入による新分野進出を支援し林業就業者の拡大を図る観点から、そのような取組を行う者について、新規創業者とは区分して、将来性評価を新たに導入することとし、その保証引受の試行を令和3年10月から新たに開始した。 ○ 上記の将来性評価の導入に向けた検討状況については、令和3年9月に開催した林業信用保証業務運営委員会において説明・意見交換を行った。 その内容は、信用基金ウェブサイトで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiinkai-rin.html	<自己評価> 評定：A 前年度に引き続き、新規創業者に対する保証引受の試行を着実に実施した。 加えて、新規創業者と実状の異なる新分野進出者について、新規創業者とは区分して、将来性評価を新たに導入することとし、新分野進出者に対する保証引受の試行を新たに開始するという、より積極的な取組を実施した。 以上のことから、A とする。 <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	A
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に掲げた林業者等の将来性等を評価した債務保証の導入の本格化に向け、令和３年度を含め、決算書のない新規創業者を対象とした審査手法の検討・試行を行った。その上で、林業就業者の拡大を図る観点から、新規創業者とは実情の異なる異業種新規参入者（新分野進出者）を対象とすることについて、法人が独自に検討した結果、新規創業者とは区分して将来性評価を導入することとし、新分野進出者に対する保証引受の試行を開始したことから、「Ａ」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	
5. その他参考情報	
-	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(7)	林業信用保証業務－事務処理の適正化及び迅速化

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務処理方法についての点検及び見直しの検討	年 1 回以上	1 回	1 回	2 回	2 回	2 回		
標準処理期間内の処理								
保証審査	7 日	98.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
代位弁済	135 日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
出資持分の払戻し	30 日			100.0%	100.0%	100.0%		
貸付審査	3 日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
担当部署及び会計部署における点検実施件数	－	1,616 件	1,562 件	1,558 件	1,380 件	1,177 件		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(7) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保証引受、代位弁済等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 イ 保証引受、代位弁済等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に案件の処理を	(7) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保証引受、代位弁済等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年 1 回以上	(7) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保証引受、代位弁済等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年 1 回以上 ・ 業務処理方法についての見直しの実施状況	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年 1 回以上 ・ 業務処理方法についての見直しの実施状況 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施件数 <評価の視点> 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、事務処理の適正	<主要な業務実績> ア 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 業務の質的向上を図るため、以下の取組を行った。 i) 保証引受審査の実状を点検し、結果を踏まえ、信用基金の保証引受審査担当者が、マニュアルの活用により一定水準以上・同一目線での審査を円滑に行えるよう、令和 3 年 10 月に、「債務保証審査マニュアル」を改正した。また、毎年度定期的に点検を行い、必要があればマニュアルの見直しを行う規定を設け、継続して点検及び見直しの取組が行われるよう措置した。 ii) 債権管理に関する業務処理状況を点検し、令和 3 年 10 月に、「求償権等の管理マニュアル」を改正して事故通知受取の手続・対応等を整備し、事務の効率化を図った。また、毎年度定期的に点検を行い、必要があればマニュアルの見直しを行う規定を設け、継続して点検及び見直しの取組が行われるよう措置した。 iii) 令和 3 年 12 月に、新たに基金内に林業信用保証業務運営の検証委員会を立ち上げ、上記の取組を含め、林業信用保証業務の実施に係る点検等を行う体制を強化した。 上記の業務運営の検証委員会の結果については、令和 4 年 3 月に開催した林業信用保証業務運営委員会において説明・意見交換を行った。 その内容は、信用基金ウェブサイトで公表している。	<自己評価> 評定：A 保証引受審査、債権管理に関する業務処理方法の点検及び見直しを行い、各業務に係るマニュアルを改正して業務の質的向上を図った。 加えて、林業信用保証業務運営の検証委員会を立ち上げ、業務の実施に係る点検等を行う体制を強化するなど、より積極的な取組を行った。 このほか、標準処理期間内の事務処理、保証料・貸付金の徴収を確実に行った。

行う。 <目標水準の考え方> - 前中期目標期間において、目標(85%以上の処理)の確実な達成が見込めるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求めるため、目標を15ポイント引き上げ、全ての案件を標準処理期間内に処理することが適当。 なお、利用者からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰すべき事由とならないものについては、標準処理期間から除くことが適当。 ウ 保証料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保証料の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保証料を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施状況	- 業務処理方法についての見直しの実施状況 イ 保証引受、代位弁済等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。 (ア) 保証審査 7日 (イ) 代位弁済 135日 (ウ) 出資持分の払戻し 30日 日 (エ) 貸付審査 3日 ウ 保証料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保証料の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保証料を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施件数	イ 保証引受、代位弁済等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。 (ア) 保証審査 7日 (イ) 代位弁済 135日 (ウ) 出資持分の払戻し 30日 (エ) 貸付審査 3日 ウ 保証料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保証料の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保証料を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施件数	化及び迅速化に向けた取組は行われているか	https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-rin.html イ 標準処理期間内の事務処理 事務は、台帳等で進捗を管理することにより迅速な処理に努め、標準処理期間内に全て処理を行った。 ウ 保証料や貸付金の確実な徴収 ○ 保証料については、担当部署及び会計部署のそれぞれの部署が把握している金額を担当部署の複数の職員が突合し、正確性の点検を行い、定められた納入期日までに確実に徴収した。 ○ 貸付金について、期日どおりに確実に回収した。	以上のことから、Aとする。 <課題と対応> －
---	--	---	-----------------------------	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	

5. その他参考情報
-

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-3	漁業信用保険業務

2. 主要な経年データ						
主要な参考指標情報		主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
漁業信用保険業務			平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)
(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定	(第1-3-(1) 参照)	予算額（千円）	21,135,435	16,486,441	20,501,229	16,502,420
(2) 保険事故率の低減に向けた取組	(第1-3-(2) 参照)	決算額（千円）	17,700,590	14,158,642	16,990,016	13,246,931
(3) 求償権の管理・回収の取組	(第1-3-(3) 参照)	経常費用（千円）	1,697,033	1,895,445	1,402,419	1,301,863
(4) 利用者のニーズの反映等	(第1-3-(4) 参照)	経常収支（千円）	2,760,632	842,921	899,594	1,107,251
(5) 事務処理の適正化及び迅速化	(第1-3-(5) 参照)	行政コスト（注）（千円）	△1,750,245	1,895,467	1,404,412	1,301,863
		従事人員数（人） ※期首の全体数	※110	※108	※110	※111

（注）「行政コスト」欄について、平成 30 年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 3 漁業信用保険業務 (1) 適切な保険料率・貸付金利の設定 (第1-3-(1) 参照) (2) 保険事故率の低減に向けた取組 (第1-3-(2) 参照) (3) 求償権の管理・回収の取組 (第1-3-(3) 参照) (4) 利用者のニーズの反映等 (第1-3-(4) 参照) (5) 事務処理の適正化及び迅速化 (第1-3-(5) 参照)	第1-3-(1)～(5)を参照。	同左	同左	評定：B 2項目についてA、3項目についてBとしたことから、中項目「3 漁業信用保険業務」についてはB評価とする。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 5つの小項目のうち、2項目でA、3項目でBとなった。このうち、重要度が高い業務とされた1項目（（1）適切な保険料率・貸付金利の設定）でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「3 漁業信用保険業務」についてはB評価とする。 （2項目×3点+3項目×2点+1項目×2点）／（5項目×2点+1項目×2点）=116.7% ※算定にあたっては、評価毎の点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点とし、重要度が高い1項目（（1）適切な保険料率・貸付金利の設定）については、ウエイトを2倍としている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	
5. その他参考情報	
-	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-3-(1)	漁業信用保険業務－適切な保険料率・貸付金利の設定

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
主な資金の保険料率（保証保険）								
漁業近代化資金及び漁業 経営改善促進資金								
	20 トン以上	－	年 0.30%	年 0.30%	年 0.30%	年 0.30%	年 0.30%	
	その他	－	年 0.22%	年 0.22%	年 0.22%	年 0.22%	年 0.22%	
事業資金								
	20 トン以上	－	年 1.05%	年 1.05%	年 1.05%	年 1.05%	年 1.05%	
	その他	－	年 0.77%	年 0.77%	年 0.77%	年 0.77%	年 0.77%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
3 漁業信用保険業務 (1) 適切な保険料率・貸付金利の設定 ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 <目標水準の考え方> - 保険料率については、収支相等の原則に基づいて設定することを基本として、保険料率水準の点検を毎年度実施するとともに、必要に応じて見直すことが適当。 【重要度：高】 - 保険料は、保険事業を継続	3 漁業信用保険業務 (1) 適切な保険料率・貸付金利の設定 ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 イ 漁業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。	3 漁業信用保険業務 (1) 適切な保険料率・貸付金利の設定 ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 イ 漁業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、料率の点検、検討は行われているか 基金協会に対する貸付金利は、適切な水準に設定されているか	<主要な業務実績> ア 保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し ○ 令和3年12月に料率算定委員会を開催し、保険料率水準の点検を実施した。その結果は以下のとおり。 - 令和3年度理論値保険料率は、遠洋・沖合漁業者向け（20トン以上の者）の近代化資金を除く各資金では、引き続き設定保険料率を上回っているが、2年度の理論値との比較では、全ての資金・区分で低下。 - 漁業を取り巻く状況を見ると、公庫セーフティネット資金や系統長期運転資金等、大規模な資金注入により一時的に漁業者の資金繰りは持ち直しているかに見える。しかし、経営を巡る状況が特に好転している訳ではなく、これら資金の据置期間が終了した後は、資金繰りの悪化も懸念される。 - 漁業者からは、機会あるごとに保険料率の引き下げが求められている状況。 - これらを総合的に勘案して、設定保険料率は据え置くことが適当との結論を得た。 - また、沿岸漁業改善資金において、地方分権一括法において、転貸融資方式を導入し、同方式により貸付けを受ける者が負担する債務について漁業信用基金協会が保証を行	<自己評価> 評定：B 保険収支、漁業者の経営状況、漁業者間の事故率等を勘案して適切な保険料率を設定することにした。このためBとする。 <課題と対応> －

的・安定的に実施するための不可欠の要素であり、業務収支の均衡に向けてその水準について不断の見直しを行うことが重要であるため。 イ 漁業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。				うことを可能とする旨の改正がなされ、令和4年4月1日から施行されることとなったことから、信用基金において保険料率を新たに設定。 更に、前年度の保険料率算定委員会において、引受や残高が減少し、理論値保険料率の算出が困難となっており、かつ、資金の性格に類似性のある資金（一般緊急融資資金、借替緊急融資資金及び経営安定資金、事業資金のうち旧債整理資金）について、資金等種類区分を大きくり化することが適当としたことを受け「経営維持資金」として料率区分を統合し、料率を設定した。（基金協会・支所によっては、従来の保証料率との関係で支障が生じる可能性もあることから、1年間経過措置を設定）。 ○ 上記の料率算定委員会の結果については、令和4年2月に開催した漁業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行い、賛意が得られた。 その内容は信用基金ウェブサイトで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-gyo.html ○ 以上の議論を経た業務方法書の改正については、令和4年3月25日に主務省の認可を受けた。（令和4年4月1日より施行。） イ 適切な水準の貸付金利の設定 日本銀行が公表する「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」における預入期間ごとの利率に2分の1を乗じて得た利率を、引き続き適用した。	
---	--	--	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	
5. その他参考情報	
-	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-3-(2)	漁業信用保険業務－保険事故率の低減に向けた取組

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
今期保険引受累計額① (百万円)	－	383,754	76,797	150,921	244,015	313,158		
今期保険金支払額 ② (今期引き受けた案件の み)(百万円)	－	2,482	－	47	268	704		
保険事故率(②÷①)	中期目標期間中 の保険事故率： 0.95%以下	0.65%	－	0.03%	0.11%	0.22%		

※30年度の保険金支払額及び保険事故率については、実績が無かったため「－」で表記。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(2) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 漁業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、漁業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、漁業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を	(2) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 漁業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、漁業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、漁業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を	(2) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 漁業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、漁業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、漁業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を	<主な定量的指標> ○ 中期目標期間中の保険事故率：0.95%以下 <その他の指標> なし <評価の視点> 保険事故率の低減に向けて、基金協会との協議、融資機関との適切なリスク分担、情報の共有等の取組は行われているか	<主要な業務実績> ア 適正な引受・支払審査に向けた協議の実施等 ○ 基金協会との協議を、以下のとおり実施した。 - 保証要綱等の制定・改定に伴う協議実績は無し（令和2年度無し） - 大口保険引受案件の事前協議 60件の全件（令和2年度 88件） - 大口保険金請求案件の事前協議 14件の全件（令和2年度 16件） - 令和3年12月に開催した業務運営の検証委員会において、令和3年1月に実施した大口保証に係る事前協議の対象範囲の見直しの効果や業務負担への影響等について検証を行った。その結果、当初期待した成果を概ね示していることが確認されたことから、当面現行の対応を継続することとした。 - 大口代位弁済の事前協議について、より適切な期中管理を促し、着実に事故率の低減を図る観点から、令和3年12月に、協議の対象を現行「代位弁済の総額が5,000万円以上」から「保険金額の総額が3,000万円以上」に見直し、令和4年1月から実施。	<自己評価> 評定：A 保険事故率が抑制されるよう、基金協会とともに大口の保険金請求案件の事前協議や、保険引受審査・保険金支払審査等に係る情報共有・意見交換等を着実に実施したこと、直接的に保険事故等の抑制に繋がるよう助成事業について、その活用実績等の横展開を積極的に図る取組を行った。 これに加え、制度の安定的・継続的な運営のための保険事故率低減のため、融資機関と基金協会、信用基金が適切なリスク分担を図る観点

毎年度検証するとともに、必要に応じて方策を拡充する。 ウ 漁業信用基金協会及び融資機関と連携しながら、被保証者及び貸付先の財務状況等を踏まえ、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有及び意見調整を着実に行う。また、必要に応じ漁業信用基金協会が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。 【指標】 ○ 中期目標期間中の保険事故率（直近10年の平均実績：0.95%） <想定される外部要因> ・ 保険事故については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。	毎年度検証するとともに、漁業信用基金協会との意見交換等を行うなど連携を深めつつ、必要に応じて方策を拡充する。 ウ 漁業信用基金協会及び融資機関と連携しながら、被保証者及び貸付先の財務状況等を踏まえ、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有及び意見調整を着実に行う。また、必要に応じ漁業信用基金協会が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。 【指標】 ○ 中期目標期間中の保険事故率：0.95%以下	検証するとともに、漁業信用基金協会との意見交換等を行うなど連携を深めつつ、必要に応じて方策を拡充する。 ウ 漁業信用基金協会及び融資機関と連携しながら、被保証者及び貸付先の財務状況等を踏まえ、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有及び意見調整を着実に行う。また、期中管理の実施状況について意見交換等を実施し、必要に応じ漁業信用基金協会が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。 また、漁業信用基金協会及び融資機関との情報共有等に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も積極的かつ柔軟に活用し、保険事故の未然防止に向け、連携強化を図る。 【指標】 ○ 中期目標期間中の保険事故率：0.95%以下		イ 融資機関との適切なリスク分担 ○ 令和3年12月に業務運営の検証委員会を開催し、保険事故率低減のための取組について、以下の結論を得た。 ・ 部分保証やペナルティー方式については、一定の効果は認められるものの、基金協会が個別に取組を拡大して行くには限界がある。 ・ 近年の保険金支払は低水準にあるが、漁業を巡る情勢は、継続的な不漁やコロナ禍により不安定な状況にあることを勘案すると、今後、事故の増加も懸念される。 ・ 制度を安定的・継続的に運営していくためには、保険事故率低減のため、融資機関、基金協会及び信用基金が適切なリスク分担を図る対応を強化する必要があるものと考えられ、その対応案については次のとおりとされている。 ① 設備資金と比べ事故率が高く、無担保で融資されているケースが多い運転資金の保証引受に当たって、正常な運転資金の範囲の考え方を基準として示し、その範囲内で保証を引き受けるべき ② 関係者が一体となって適正な期中管理に取り組むべき ・ 以上の整理に基づき、令和4年4月から取組を実施。 ○ 上記の業務運営の検証委員会の結果については、令和4年2月に開催した漁業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行った。 その内容は信用基金ウェブサイトで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiinkai-gyo.html ウ 保険引受審査、保険金支払審査に係る情報の共有及び意見調整 ○ 大口保険引受案件について、事前協議を通じて得られた情報を基金協会に共有するとともに、意見調整を着実に行った。 ○ 代位弁済事前協議又は保険金支払審査の結果、期中管理等に改善の余地のある事案については、「申送り」を作成、基金協会へ発出し、以後の改善を促すとともに、今後の保険引受審	から、期中管理や引受けに関して、融資機関、基金協会、信用基金がどのように取り組むべきかを考え、関係者とも積極的かつ丁寧に意見交換を行うよう整理したこと、これらの考え方に基づく取組を令和4年4月から実施する体制を整えたことから、保険事故率低減に資することが期待される。これはこれまでにない新たな取組であることから、Aとする。 <課題と対応> －
---	---	--	--	--	--

				査の参考となるよう引受部門に対し当該事案の共有を行った。 ○ 求償権の回収促進のため求償権残高を有する（償却済み案件を除く）38 協会・支所ごとの回収目標額に係る個別協議を実施する際に、求償権を有する基金協会から、代位弁済の発生見込みや現地の水産事情について、併せて把握した。 ○ 保険事故率の低減を図るため、基金協会における保証債務の期中管理の取組をより効果的に支援できるよう、令和2年7月に創設した助成事業を引き続き行った。令和3年度においては、各漁業信用基金協会・支所から、本事業の活用方法について聞き取りを行いその内容の横展開を図ること、協会（支所）と信用基金の面談の場や協会（支所）が行う職員研修会の場において説明すること等、事業効果がより発現するような取組を新たに行った。本助成事業により、協会・支所においてウェブ会議に対応した PC 等のインフラ整備を行いコロナ禍でも求償債務者との面談を行えるようにするなど、事故率を低減させるための取組が進んだ。 これにより、令和2年度以降、基金協会においては同事業を活用して、 ①個人情報情報機関への照会等の信用調査 ②融資機関同行巡回 ③担当職員の資質向上のための研修 などの保険事故率低減に繋がる取組強化が行われた。	
--	--	--	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 ＜評価に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、保険事故率の低減に資する取組として、法人が独自に、各基金協会の期中管理活動等への助成事業（例えば、被保証者の信用調査や、融資機関に同行した被保証先の巡回等への助成）を実施したことから、「A」評価が妥当である。 今後も、保険事故率の低減に向け、可能かつ必要な範囲内で当該法人独自の取組の継続が期待される。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ - ＜その他事項＞ -	A

5. その他参考情報
-

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-3-(3)	漁業信用保険業務－求償権の管理・回収の取組

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
回収金収入実績（百万円）	－	770	678	596	656	562		
回収向上に向けた取組の実施状況								
回収見込調査実施回数	年2回以上	2回	2回	2回	2回	2回		
求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率	87%以上	100%	100%	100%	100%	100%		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(3) 求償権の管理・回収の取組 漁業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や漁業信用基金協会との個別協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実にを行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況（回収見込調査実施状況、個別協議実施状況等）	(3) 求償権の管理・回収の取組 漁業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や漁業信用基金協会との個別協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実にを行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 - 回収見込調査実施回数：年2回以上 - 求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率：87%以上	(3) 求償権の管理・回収の取組 漁業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や漁業信用基金協会との個別協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実にを行う。 また、漁業信用基金協会との協議等に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も積極的かつ柔軟に活用し、求償権の回収向上に向け、連携強化を図る。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 - 回収見込調査実施回数：年2回以上 - 求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率：87%以上	<主な定量的指標> なし <その他の指標> - 回収向上に向けた取組の実施状況 - 回収見込調査実施回数：年2回以上 - 求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率：87%以上 <評価の視点> 求償権の回収向上に向けて、回収見込調査、個別協議等の取組は行われているか	<主要な業務実績> - 回収見込調査は2回実施した。 - 基金協会・支所から提出された「求償権分類管理表」に基づき、求償権回収方針や求償債務者の現況について、求償権を有する全ての基金協会・支所と個別協議を実施した（個別協議実施率100%）。 このうち、上半期の回収実績の進捗率が低い4基金協会・支所について、下半期に個別協議を実施した。 - 保険金支払に係る求償権の早期かつ円滑な回収を図るため、令和2年度から実施している基金協会に対する助成事業を引き続き実施するとともに、令和3年度においては、各漁業信用基金協会・支所から本事業の活用方法について聞き取り、その内容の横展開を図る、協会（支所）と信用基金の面談の場や、協会（支所）が行う職員研修会の場において説明する等、事業効果がより発現するような取組を新たに行った。協会においては、弁護士との積極的な活用により求償権の管理・回収に係る法的手続きを促進する等、回収向上に向けた取組が行われた。 これにより、令和2年度以降、基金協会におい	<自己評価> 評定：A 回収向上のため回収実績の進捗管理や協会との個別協議を着実に行ったことに加え、助成事業の活用実績について横展開を積極的に行い、その事例を参考として、基金協会において、信用基金からの助成金を活用し、弁護士の積極的な活用等、求償権回収促進のための取組みが強化された。 以上のとおり、中期目標を上回る水準の取組みを行ったことから、Aとする。 <課題と対応> －

				ては同事業を活用して、 ①強制執行（競売、債権差押等）、支払督促等の法的措置の実施 ②弁護士の積極的な活用 ③回収専門員の臨時雇用 ④管理・回収のためのインフラ整備（現地交渉のためのタブレット購入、WEB 環境整備） など、求償権の管理強化・回収向上のための取組強化が行われた。	
--	--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	A
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、求償権の管理・回収の促進に資する取組として、法人が独自に、各基金協会の求償活動への助成事業（例えば、支払督促、強制執行等の法的措置や弁護士を利用する際に助成）を実施したことから、「A」評価が妥当である。 今後も、求償権の管理・回収の促進に向け、可能かつ必要な範囲内で当該取組の継続が期待される。	
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -	
<その他事項> -	
5. その他参考情報	
-	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-3-(4)	漁業信用保険業務－利用者のニーズの反映等

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
利用者へのアンケート調査による意見募集回数	年 1 回以上	－	1 回	1 回	1 回	1 回		
漁業信用基金協会、融資機関等関係機関との情報・意見交換回数	年 7 回以上	－	7 回	8 回	22 回	19 回		
現地水産関係団体との情報・意見交換回数	年 3 回以上	－	5 回	3 回	1 回	4 回		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(4) 利用者のニーズの反映等 漁業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や漁業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、漁業信用基金協会等と連携して対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況（意見募集や情報・意見交換等の実施状況、相談窓口開設回数等）	(4) 利用者のニーズの反映等 漁業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や漁業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、漁業信用基金協会等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年 1 回以上 ・ 漁業信用基金協会、融資機関等関係機関との情報・意見交換回数：年 7 回以上 ・ 現地水産関係団体との情報・意見交換回数：年 3 回以上	(4) 利用者のニーズの反映等 漁業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や漁業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、漁業信用基金協会等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 また、融資機関、漁業者等の全国団体、現地水産関係団体等との情報・意見交換等に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も積極的かつ柔軟に活用し、利用者ニーズの把握等に向け、相手先との意思疎通を強化する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年 1 回以上 ・ 漁業信用基金協会、融資機関等関係機関との情報・意見交換回数：年 7 回以上 ・ 現地水産関係団体との情報・意見交換回数：年 3 回以上 <評価の視点> 制度の利用者のニーズを把握し、業務運営に反映させる取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 制度に関する利用者のニーズを把握するとともに、業務処理方法についての点検及び見直しを図るため、利用者に対する意見募集を行い（1 回）、その意見を基に、融資機関との適切なリスク分担について、期中管理や引受けに関して、融資機関、基金協会、信用基金がどのように取り組むべきか議論を行いつつ整理し、その考え方に基づく取組を、令和 4 年 4 月から実施する体制を整えた。 ○ 令和 3 年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、現地水産関係団体等の訪問を行うことはできなかったが、ウェブ会議を積極的に活用し、基金協会の各地区ブロック会議や全国協会本所が行う支所会議等を通じた意見交換を 19 回行った。また、現地水産関係団体との意見交換を 4 回行った。 ○ 台風等の災害による被害や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等を対象に、資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等に関する相談窓口を速やかに開設した（9 回）。	<自己評価> 評価：B 利用者へのアンケートによりニーズを把握するとともに、漁業信用保証保険制度の普及推進・利用促進に取り組んだ。また、災害発生時等には相談窓口を開設し、基金協会等と連携して対応したことから、B とする。 <課題と対応> －

	上	・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年1回以上 ・ 漁業信用基金協会、融資機関等関係機関との情報・意見交換回数：年7回以上 ・ 現地水産関係団体との情報・意見交換回数：年3回以上			
--	---	---	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	

5. その他参考情報
-

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-3-(5)	漁業信用保険業務－事務処理の適正化及び迅速化

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務処理方法についての点検及び見直しの検討	年 1 回以上	－	1 回	1 回	1 回	1 回		
標準処理期間内の処理								
保険通知の処理・保険料徴収	37 日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
保険金支払審査	25 日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
納付回収金の収納	29 日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
長期資金貸付審査	償還日と同日付貸付	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
短期資金貸付審査	8 日	－	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
担当部署及び会計部署における点検実施回数	毎月 1 回以上	毎月 1 回以上	毎月 1 回以上	毎月 1 回以上	毎月 1 回以上	毎月 1 回以上		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(5) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に案件の処理を行う。	(5) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年 1 回以上 ・ 業務処理方法についての見	(5) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年 1 回以上 ・ 業務処理方法についての	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 - 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年 1 回以上 - 業務処理方法についての見直しの実施状況 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月 1 回以上 <評価の視点> 利用者の手続面での負	<主要な業務実績> ア 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ○ 令和 3 事業年度の当初保証保険契約の「漁業保証保険契約証書」において、契約資金別内訳の記載漏れ事案が発覚した。 事案原因は、保証保険契約締結に係る事務手続きが年度末の繁忙期と重なり、確認を怠ったことにより発生したものであり、再発防止策として、「決裁文書事務処理ミス防止マニュアル」を制定し、①決裁文書の起案から施行までのスケジュール管理、②チェックシートを作成しチェック実施の見える化、③決裁に必要な資料の整理等を定めた。また、漁業保証保険取扱要領に規定する様式の簡略化等を行うことにより、再発防止を図った。 イ 標準処理期間内の事務処理 事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。 ウ 保険料や貸付金利息等の確実な徴収	<自己評価> 評定：B 公文書の発出に係る事務処理が適切に行われなかった事案等があったが、適切な処理を行うとともに、再発防止策を講じた。 上記を踏まえ、概ね計画が達成されていることから、B とする。 <課題と対応> －

<目標水準の考え方> - 前中期目標期間において、目標（85%以上の処理）の確実な達成が見込めるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求めるため、目標を 15 ポイント引き上げ、全ての案件を標準処理期間内に処理することが適当。 - なお、利用者からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰すべき事由とならないものについては、標準処理期間から除くことが適当。 - ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。 - また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施状況	直の実施状況 イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。 （ア）保険通知の処理・保険料徴収 37 日 （イ）保険金支払審査 25 日 （ウ）納付回収金の収納 29 日 （エ）貸付審査 漁業長期資金 償還日と同日付貸付 漁業短期資金 8 日 ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月 1 回以上	見直しの実施状況 イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。 （ア）保険通知の処理・保険料徴収 37 日 （イ）保険金支払審査 25 日 （ウ）納付回収金の収納 29 日 （エ）貸付審査 漁業長期資金 償還日と同日付貸付 漁業短期資金 8 日 ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月 1 回以上	担の軽減や業務の質的向上を図るため、事務処理の適正化及び迅速化に向けた取組は行われているか	○ 保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において複数の職員が正確性の点検を行い、定められた納入期日に確実に徴収した。 ○ 貸付金について、期日どおりに確実に回収した。	
---	---	---	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	

5. その他参考情報
-

年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－4	農業保険関係業務

2. 主要な経年データ							
主要な参考指標情報		主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
農業保険関係業務			平成 30 年度 （2018 年度）	令和元年度 （2019 年度）	2 年度 （2020 年度）	3 年度 （2021 年度）	4 年度 （2022 年度）
（１） 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 （第１－４－（１）参照）		予算額（千円）	117,321,504	161,344,943	161,352,705	161,350,000	
（２） 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 （第１－４－（２）参照）		決算額（千円）	403,700	1,015,949	1,552,774	14,758	
		経常費用（千円）	14,187	14,585	12,903	16,641	
		経常収支（千円）	5,575	177	△617	△2,910	
		行政コスト（注）（千円）	△5,549	14,630	14,381	16,641	
		従事人員数（人） ※期首の全体数	※110	※108	※110	※111	

（注）「行政コスト」欄について、平成 30 年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 4 農業保険関係業務 (1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 (第1－4－(1) 参照) (2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 (第1－4－(2) 参照)	第1－4－(1) 及び (2) を参照。	同左	同左	評価：B 1 項目について B としたこと、中項目「4 農業保険関係業務」については B 評価とする。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 1 つの小項目のうち、1 項目で B となり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「4 農業保険関係業務」については B 評価とする。 （2 項目×2 点／2 項目×2 点）＝100％ ※算定にあたっては、評価毎の点数を、S：4 点、A：3 点、B：2 点、C：1 点、D：0 点としている。	
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	

5. その他参考情報
-

年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-4-(1)	農業保険関係業務－農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業共済団体等への農業保険関係業務の周知回数	年1回以上	3回	10回	18回	19回	15回		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
4 農業保険関係業務 (1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の農業保険関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。 【指標】 ○ 農業共済団体等への農業保険関係業務の周知状況	4 農業保険関係業務 (1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の農業保険関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 農業共済団体等への農業保険関係業務の周知回数：年1回以上	4 農業保険関係業務 (1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の農業保険関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 農業共済団体等への農業保険関係業務の周知回数：年1回以上	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 農業共済団体等への農業保険関係業務の周知回数：年1回以上 <評価の視点> 利用者に対する情報提供の充実、意見募集を行い、業務運営に反映させる取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 農業保険関係業務についての情報提供の充実 NOSAIイントラネットに、以下の情報を掲載した。 ① 農業保険関係業務の概要（令和3年度版） ② 農業共済組合等の財務状況調査結果 ③ 貸付金利の変更（13回） ○ 全国会長会議等の全国会議において、農業保険関係業務の業務実績等について説明した。 ○ NOSAIイントラネットを活用して、利用者から意見募集を行った。	<自己評価> 評価：B 情報提供の充実及び利用者の意見の反映に取り組んだことから、Bとする。 <課題と対応> -

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	B

5. その他参考情報
-

年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-4-(2)	農業保険関係業務－共済団体等に対する貸付業務の適正な実施

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
標準処理期間								
貸付審査	4日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体等に対する貸付業務は、農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体等に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に全ての案件を処理する。 イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。	(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体等に対する貸付業務は、農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体等に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間（4日）内に全ての案件を処理する。 イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。	(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体等に対する貸付業務は、農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体等に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間（4日）内に全ての案件を処理する。 イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 共済団体等に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す取組が行われているか。適正な事務処理が行われているか	<主要な業務実績> (借入れ申込み、貸付け及び回収の実績は、なし)	<自己評価> 評定：－ <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 <評価に至った理由> - <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	
5. その他参考情報	
-	

年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－5	漁業災害補償関係業務

2. 主要な経年データ							
主要な参考指標情報		主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
漁業災害補償関係業務			平成 30 年度 （2018 年度）	令和元年度 （2019 年度）	2 年度 （2020 年度）	3 年度 （2021 年度）	4 年度 （2022 年度）
（１） 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 （第１－５－（１）参照）		予算額（千円）	28,431,756	28,428,508	28,440,045	30,560,625	
（２） 共済団体に対する貸付業務の適正な実施 （第１－５－（２）参照）		決算額（千円）	14,149	17,120	15,528,058	67,230,227	
		経常費用（千円）	9,703	15,988	20,295	21,382	
		経常収支（千円）	△3,820	△9,952	△9,923	51,714	
		行政コスト（注）（千円）	2,630	15,992	20,417	21,382	
		従事人員数（人） ※期首の全体数	※110	※108	※110	※111	

（注）「行政コスト」欄について、平成 30 年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 5 漁業災害補償関係業務 (1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 （第1－5－（1）参照） (2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施 （第1－5－（2）参照）	第1－5－（1）及び（2）を参照。	同左	同左	評価：A 1 項目について A、1 項目について B としたことから、中項目「5 漁業災害補償関係業務」については A 評価とする。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	A
<評価に至った理由> 2つの小項目のうち、1項目でA、1項目でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「5 漁業災害補償関係業務」についてはA評価とする。 $(1 \text{ 項目} \times 3 \text{ 点} + 1 \text{ 項目} \times 2 \text{ 点}) / (2 \text{ 項目} \times 2 \text{ 点}) = 125\%$ ※算定にあたっては、評価毎の点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点としている。	
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -	

<その他事項>

-

5. その他参考情報

-

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-5-(1)	漁業災害補償関係業務－漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知回数	年 1 回以上	－	1 回	2 回	2 回	2 回		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
5 漁業災害補償関係業務 (1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の漁業災害補償関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。 【指標】 ○ 漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知状況	5 漁業災害補償関係業務 (1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の漁業災害補償関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知回数：年 1 回以上	5 漁業災害補償関係業務 (1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の漁業災害補償関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知回数：年 1 回以上	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知回数：年 1 回以上 <評価の視点> 利用者に対する情報提供の充実、意見募集を行い、業務運営に反映させる取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実 令和 3 年 4 月及び令和 3 年 11 月に当基金のホームページに掲載しているリーフレットを更新。利用者の利便性向上の観点から、諸規程の改正などについて当基金のホームページに関係者専用ページを設置して掲載した。 また、利用者等に対し情報提供の充実を図る観点から、業務統計年報をホームページ上に掲載した。 https://www.jaffic.go.jp/guide/gyosai/index.html ○ 漁業災害補償関係業務運営委員会を利用して各県域における漁業の被害状況等について意見交換を行い、業務運営の参考とした。	<自己評価> 評定：B 利用者等の立場に立って、自ら情報提供の充実を図ったことから、B とする。 <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 B <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	
5. その他参考情報	
-	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-5-(2)	漁業災害補償関係業務－共済団体に対する貸付業務の適正な実施

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
標準処理期間								
貸付審査	－	－	－	－	100%	100%		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体に対する貸付業務は、漁業災害補償制度の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に全ての案件を処理する。 イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。	(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体に対する貸付業務は、漁業災害補償制度の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間（4日）内に全ての案件を処理する。 イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。	(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体に対する貸付業務は、漁業災害補償制度の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間（4日）内に全ての案件を処理する。 イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 共済団体に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す取組が行われているか。適正な事務処理が行われているか	<主要な業務実績> ○ 共済団体に対し、民間金融機関から融資を受けるよう促したが、市中銀行等からの借入れに要する時間や借入金額についてスムーズな対応が困難であることから、信用基金が貸付けを行うことになった。 事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。 ○ 貸付日から償還期間までの期間に応じ、借入申込み受理日前に公表されている直近の当該期間に相当する全銀協日本円 TIBOR レートに 0.35% 上乗せした利率を適用。 ○ 貸付金利については、検証を行った結果、信用基金が貸付原資を調達するに当たっての金融機関の貸出コスト等から前年度と同様の決定方法とすることが適切と判断した。 ○ 令和3年度においては、多くの魚種で共済金の支払いが続き、この共済金支払い原資に充てるための信用基金から共済団体への貸付け及び信用基金の貸付資金調達のための民間金融機関からの借入れが多額となった。 ○ このため、信用基金において、業務方法書に定める貸付限度額の変更、中期計画における借入限度について、通則法第 45 条第 1 項のただし書による限度額超過の認可申請を行うことにより、共済団体に対する貸付けに影響が出ないよう対応を行った。	<自己評価> 評定：A （考え方は下記のとおり。） <課題と対応> －

				○ 貸付金及び貸付金利息については、共済団体から定められた期日に回収した。
				<自己評価の考え方> 不漁の継続や、新型コロナウイルス感染症の影響による多くの魚種における需要減退及び価格低迷により、第4期中期目標や中期計画の策定時において想定していなかった規模の漁業共済による支払いが生じることとなり、令和3年度においても国が漁業共済団体に支払うべき保険金の支払不足が生じた。 これにより、令和3年度中に貸付額及び借入額が業務方法書に定める貸付限度額及び中期計画に定める短期借入金の限度額を超過することが見込まれたことから、信用基金は令和3年度下半期の資金ニーズの動向を適切に見極め、速やかに貸付限度額の変更、短期借入金の限度額超過の認可申請を行い、令和3年11月30日付けで主務大臣の認可を得た(貸付限度額(漁業共済組合連合会について166億円から270億円)、短期借入金の限度額(110億円から227億円))。この結果、令和3年度においては、外部から支払い財源を円滑に確保しつつ(令和3年度末の短期借入金残高140億円)、漁業共済団体に188億円の貸付けを行い、漁業共済制度の円滑な実施に寄与した。 このように、中期計画での想定を大きく上回る貸付け及び借入れを主務省への必要な認可申請手続きも含めて滞りなく行い、漁業災害補償制度の安定的かつ円滑な実施に想定を上回り大きく貢献したことから、Aとする。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	A
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、魚価の大幅な下落（新型コロナウイルス感染症拡大の影響）や深刻な不漁により、想定を上回る規模の漁業共済金の支払が必要となり、支払財源の国庫負担分が一時的に不足する事態となったところ、法人が主体的に民間金融機関から資金を調達し、これを漁業共済団体に貸し付ける取組を行った。このことにより、漁業災害補償制度の安定的かつ円滑な実施に貢献したことから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	

5. その他参考情報
-

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-1	事業の効率化（平成29年度対比5%以上の事業費の削減）

2. 主な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）		30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
		予算	決算						
事業費（百万円）	－	10,567	4,383	4,120	4,490	3,513	3,354		
うち保険金（農業）	－	6,946	2,291	2,394	2,464	2,001	1,934		
保証保険事業助成金（農業）	－	28	28	28	28	279	474		令和2年度から、助成内容、助成額及び計上科目を見直したところであり、前年度と数値の継続性はない。
代位弁済費（林業）	－	1,200	673	525	642	419	116		
求償権回収事業委託費（林業）	－	20	14	10	7	26	28		
保険金（漁業）	－	2,358	1,363	1,147	1,336	692	679		
保証保険事業助成金（漁業）	－	14	14	15	14	96	123		令和2年度から、助成内容、助成額及び計上科目を見直したところであり、前年度と数値の継続性はない。
削減率（計画値）	中期目標の期間中に、平成29年度比で5%以上削減			－	－	－	－	5%	－
29年度予算に対する削減率（実績値）	－	－	－	61.0%	57.5%	66.8%	68.3%		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
第4 業務運営の効率化に関する事項 1 事業の効率化 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、中期目標の期間中に、平成29年度比で5%以上削減する。 <想定される外部要因>	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 事業の効率化 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、中期目標の期間中に、平成29年度比で5%以上削減する。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 事業の効率化 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）を削減する。	<主な定量的指標> ○ 事業費削減率 <その他の指標> なし <評価の視点> 事業費の削減が図られているか	<主要な業務実績> ○ 事業費（保険金、代位弁済費、保証保険事業助成金及び求償権回収事業委託費）の令和3年度支出実績は33億54百万円であり、事業費トータルでみて平成29年度予算対比で68.3%の削減であった。 ○ 農業・漁業の基金協会との事前協議の徹底、適正な引受審査の実施等を通じて保険金支払ないしは代位弁済費の支出の抑制に精力的に取り組んだこと（第1-1-（3）、第1-2-（3））及	<自己評価> 評定：A 保険金支払ないしは代位弁済費の支出の抑制に向けて、各勘定において精力的に取り組を行ったことから、Aとする。 <課題と対応> －

・ 保険金及び代位弁済費については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。				び第１－３－（２）を参照）により、上記のとおり大幅な削減率になったものと考えられる。	
--	--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 事業の効率化に向け、各部門において保険金や代位弁済費の支出の抑制に努めていることは評価できるものの、過年度と比べて特筆すべき取組内容があったとまでは認められず、所期の目標を上回る成果があったとは判断し難いことから、「B」評価が妥当である。 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	

5. その他参考情報
-

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-2	経費支出の抑制（平成29年度対比20%以上の一般管理費の抑制）

2. 主な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	（参考） 平成 29 年度 （2017 年度）		30 年度 （2018 年度）	令和元年度 （2019 年度）	2 年度 （2020 年度）	3 年度 （2021 年度）	4 年度 （2022 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
		予算	決算						
一般管理費（A）（百万円）		2,011	1,679	1,723	1,860	1,813	1,879		
うち削減対象外経費（B）		1,599	1,387	1,379	1,531	1,556	1,579		
一般管理費（削減対象）（A－B）		412	292	345	329	257	299		
削減率（計画値）	中期目標の期間中に、平成 29 年度 比で 20%以上削減			－	－	－	－	20%	－
29 年度予算に対する削減率	－	－	－	16.3%	20.2%	37.5%	27.3%		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
2 経費支出の抑制 (1) 業務の見直し及び効率化を進め、全ての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課、事務所賃料、外部との不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費、特殊要因により増減する経費及び中期目標期間中に新たに実施する取組（第3の1の(1)及び(2)のイの取組に限る。）に要する経費を除く。）については、中期目標の期間中に、平成29年度比で20%以上抑制する。 ア 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。 イ 業務実施方法を見直す。	2 経費支出の抑制 業務の見直し及び効率化を進め、全ての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課、事務所賃料、外部との不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費、特殊要因により増減する経費及び中期目標期間中に新たに実施する取組（第1の1の(1)及び(2)のイの取組に限る。）に要する経費を除く。）については、中期目標の期間中に、平成29年度比で20%以上抑制する。 (1) 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。 (2) 業務実施方法を見直す。	2 経費支出の抑制 業務の見直し及び効率化を進め、全ての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課、事務所賃料、外部との不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費、特殊要因により増減する経費及び中期目標期間中に新たに実施する取組（第1の1の(1)及び(2)のイの取組に限る。）に要する経費を除く。）を抑制する。 (1) 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。 (2) 業務実施方法を見直す。 (3) 個別業務単位ごとの予算	<主な定量的指標> ○ 一般管理費削減率 <その他の指標> なし <評価の視点> 一般管理費の削減に向けた取組は行われているか	<主要な業務実績> (1) 経費支出の抑制に向けた取組 ○ 経費支出の抑制につながるものとして、主に以下の取組を行った。 ・ 役職員に対する費用対効果等のコスト意識の徹底として、「一般管理費の経費抑制の取組み」について、役職員専用掲示板において周知した。 ・ 物品調達等に係る少額随意契約について、従来の見積り合わせに比べ競争原理が働き契約金額が低く抑えられるオープンカウンター方式を平成30年4月より実施し、支出の抑制に努めた。 ・ 個別業務単位ごとの予算執行状況について、勘定ごとに業務計画や過去の支出実績等を勘案した「予算執行見込」を策定し、支出実績を確認するなど、適正に期中管理を行った。 ○ 一般管理費（人件費等削減対象外とされる経費は含まない。）の令和3年度支出実績は、2	<自己評価> 評価：B 経費支出の抑制に向けて、着実な取組を行ったことから、Bとする。 <課題と対応> －

ウ 個別業務単位ごとの予算 執行状況の期中管理を徹底 する。 (2) 人件費（退職手当及び法定福 利費を除く。また、人事院勧告 を踏まえた給与改定部分を除 く。）については、政府の方針を 踏まえつつ、適切に対応する。 また、給与水準については、 国家公務員の給与水準を十分 考慮し、手当を含め役職員給与 の在り方について厳しく検証 した上で、対国家公務員地域・ 学歴別指数（地域・学歴別法人 基準年齢階層ラスパイレス指 数）が中期目標期間中は、毎年 度 100 を上回らない水準とし、 給与水準の適正化に取り組む とともに、検証結果や取組状況 を公表する。	(3) 個別業務単位ごとの予算 執行状況の期中管理を徹底 する。	執行状況の期中管理を徹底 する。		億 99 百万円で、平成 29 年度予算対比で 27.3% の削減であった。 (2) 人件費の効率化 第 4－2 を参照。	
--	---	-----------------------------	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	

5. その他参考情報
-

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-3	調達方式の適正化

2. 主な経年データ															
評価対象となる指標		指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)		30 年度 (2018 年度)		令和元年度 (2019 年度)		2 年度 (2020 年度)		3 年度 (2021 年度)		4 年度 (2022 年度)		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
			実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	
一般競争 等入札	件数	—	8 件	73%	17 件	77%	22 件	76%	19 件	76%	9 件	82%			
	金額（百万円）	—	44	63%	197	88%	1,363	94%	328	75%	170	92%			
随意契約	件数	—	3 件	27%	5 件	23%	7 件	24%	6 件	24%	2 件	18%			
	金額（百万円）	—	26	37%	27	12%	86	6%	112	25%	15	8%			
合計	件数	—	11 件	100%	22 件	100%	29 件	100%	25 件	100%	11 件	100%			
	金額（百万円）	—	69	100%	224	100%	1,448	100%	440	100%	185	100%			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
3 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号財務大臣通知））等を踏まえ、以下の事項を着実に実施する。 (1) 調達等合理化計画 ア 信用基金が毎年度策定する調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。 イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。 (2) 調達に係る推進体制の整備 ア 契約監視委員会において、毎年度、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契	3 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号財務大臣通知））等を踏まえ、以下の事項を着実に実施する。 (1) 調達等合理化計画 ア 信用基金が毎年度策定する調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。 イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。 (2) 調達に係る推進体制の整備 ア 契約監視委員会において、毎年度、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契	3 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号財務大臣通知））等を踏まえ、以下の事項を着実に実施する。 (1) 調達等合理化計画 ア 信用基金が策定する調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。 イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。 (2) 調達に係る推進体制の整備 ア 契約監視委員会において、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 調達に係る契約についての政府の方針を踏まえて、適正な調達に向けた取組は行われているか	<主要な業務実績> (1) 調達等合理化計画 ア 令和 3 年 6 月に策定した令和 3 年度調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等の着実な実施、1 者応札・1 者応募の改善の取組、合理的な調達の実施等に取組み、調達方式の適正化を図った。 令和 3 年度の一般競争入札等は 9 件、1 億 70 百万円で、契約全体に対する割合は、件数で 82%、金額で 92%であった。 なお、1 者応札・1 者応募となった入札は、なかった（2 年度 1 件）。 また、随意契約は 2 件、15 百万円で、契約全体に対する割合は、件数で 18%、金額で 8%であった。 イ 令和 3 年度に締結した契約に係る情報について、契約情報取扱公表要領に基づき、信用基金ウェブサイトにて公表した。 また、1 者応札・1 者応募の改善のフォローアップとして、各調達案件について、改善項目ごとに取組状況の確認を行った。 ○競争入札の公表 https://www.jaffic.go.jp/procurement/procurement/competitive.html	<自己評価> 評定：A これまで 1 者応札・1 者応募の改善に向けて様々な取組を行ってきたが、より一層の競争性のある契約の締結を徹底するため、新たに令和 3 年度の調達等合理化計画において、複数者が確実に入札することが確認できない場合は、入札手続きを中断等することとし、この方針に沿って着実に取組を行った結果、1 者応札・1 者応募となった入札は 0 件となったことから、A とする。 <課題と対応> —

約案件の事後点検を行う。 イ 契約監視委員会において、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。 ウ 契約審査委員会の活用等により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等を確認するなど、契約の適正な実施を図る。 エ 随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。	約案件の事後点検を行う。 イ 契約監視委員会において、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。 ウ 契約審査委員会の活用等により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等を確認するなど、契約の適正な実施を図る。 エ 随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。	の事後点検を行う。 イ 契約監視委員会において、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。 ウ 契約審査委員会の活用等により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等を確認するなど、契約の適正な実施を図る。 エ 随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。		○随意契約の公表 https://www.jaffic.go.jp/procurement/procurement/voluntary.html (2) 調達に係る推進体制の整備 ア 令和3年度調達等合理化計画（案）、令和2年度調達等合理化計画の自己評価（案）及び個々の契約案件の事後点検については、契約監視委員会（令和3年4月23日～5月10日（書面開催））で審議を受け承認された。 イ 総括理事（総務担当）を委員長とする契約審査委員会により調達等合理化に取り組むこととしており、契約監視委員会（令和3年4月23日～5月10日（書面開催））において、契約審査委員会の取組状況等について審議を受け承認された。 その際示された、 ① 入札参加への声かけについて、大半の案件が2、3者となっているが、もう少し多くの者に声かけを行うことはできないのか。 ② 「重点的に取り組む分野」に「総務課は、複数の者が確実に入札することが確認できない場合は、すぐに当該契約の手続きの中断を指示し、複数の者が確実に入札することが確認できるまで当該契約の手続きを進めることを認めない。」と記載されているが、業務準備に間に合わない場合はどの様に対処するのか。 また、契約担当部署は、公告期間中、応札者・応募者の状況について、総務課へ説明することとしているが、契約担当部署と総務課との法人内での連絡の強化が重要。何か具体的な方法は考えているのか。 ③ 予定価格の精度向上とともに、前年度の実績を基に予定価格を引き下げるなど、予定価格の算定方法について再検討する必要があると思われる。 との意見について、総務課が以下のことを指示することにより対応した。 ① 入札公告前に応募予定者が複数者となる見込みであることについて、総務課が事前に確認するとともに、事業者への打診を積極的に実施すること。 ② 入札手続きを中断しても、業務に支障が出ることがないように早めに入札公告を行うなど、スケジュール管理に努めること。また、	
--	--	---	--	--	--

				総務課が入札に係る事前確認を実施する際に、公告期間中の途中経過を報告すること。 ③ 予定価格の積算は、市場価格があるものはカタログやインターネット等で価格水準を調査し、また、過去の調達実績及び複数業者からの見積書等を参考にして積算すること。 ○予定されている契約の事前公表について https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html ウ 契約審査委員会の審査対象となる全ての随意契約案件について、随意契約とする理由が妥当か（「契約事務取扱細則第 34 条第 1 項なお書きの随意契約によることができる具体的な事例」（平成 30 年 1 月 31 日制定）に該当しているか）等の審査を受け承認された。 エ 1 者応札・1 者応募の防止のための取組を強化する観点から、令和 4 年 3 月に「一般競争入札及び企画競争を行う場合の「1 者応札・1 者応募」の改善に係る取組状況の総務経理部総務課における点検について」の改正（応募予定者等のうち入札等に参加しなかった者に対し、不参加の具体的な理由等についてアンケート調査を実施し、その改善策を検討することとしてきたが、これに加え、不参加者がいなかった場合においても有効な改善策を記入するよう改正する等）を行った。	
--	--	--	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 ＜評価に至った理由＞ 調達方式の適正化に向け、公正性・透明性をより一層確保した調達を実現するため、入札方法について、複数の者の入札・応募がなく、1 者応札・1 者応募となった場合には手続きを中断し、再度公告を行うという法人独自の取組を導入したことはもとより、この取組の徹底により、法人の調達事例において、落札価格と次順位者の入札価格との差が約 3 億円生じるなど、複数名による応札の効果が発現していると認められることから、「A」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ - ＜その他事項＞ -	A

5. その他参考情報
-

年度評価 項目別評価調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-4	電子化の推進

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
4 電子化の推進 業務の効率化及び簡素化を図る観点から情報システムの改善に努めるとともに、ICT の活用等による電子決裁や情報デジタル化（ペーパーレス化）の取組など、業務の電子化を推進する。	4 電子化の推進 業務の効率化及び簡素化を図る観点から情報システムの改善に努めるとともに、ICT の活用等による電子決裁や情報デジタル化（ペーパーレス化）の取組など、業務の電子化を推進する。	4 電子化の推進 業務の効率化及び簡素化を図る観点から情報システムの改善に努めるとともに、ICT の活用等による電子決裁や情報デジタル化（ペーパーレス化）の取組など、業務の電子化を推進する。 また、昨年度に導入したウェブ会議やテレワークのシステムを最大限活用し、業務の電子化だけでなく、事務・事業のやり方や働き方についての見直しを模索していく。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 業務の効率化及び簡素化を図る観点から、業務の電子化の推進に向けた取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 業務の電子化について、以下に取り組んだ。 ・ 原則電子決裁にすることや内部会議へのPC 持込み等により一層のペーパーレス化を推進した。（対前年度比で紙の使用量 10 万枚、6 万円の削減） ・ 新型コロナウイルス感染症の影響にも対応しつつ、業務を円滑かつ効率的に実施するため、ウェブ会議サービス（Cisco Webex Meetings）やテレワークシステムを活用した。 ・ その他、林業業務システムについてセキュリティ機能を高めた機器更新を行う等、各種の情報システムの整備を進めた。	<自己評価> 評価： B 電子決裁やウェブ会議の推進など、業務の電子化に向けての取組を進めたことから、B とする。 <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。	
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> －	
<その他事項> －	

5. その他参考情報
-

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-1	財務運営の適正化

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業信用保険業務								
業務収支（百万円） （A－B）		3,431	2,878	3,030	2,519	2,607		
収益合計（A）		5,722	5,272	5,494	4,532	4,555		
	政府事業交付金収入	54	37	49	11	10		
	事業収入	5,669	5,235	5,445	4,521	4,545		
	保険料収入	2,947	2,840	2,764	2,610	2,448		
	回収金収入	2,722	2,395	2,681	1,911	2,097		
費用合計（B）		2,291	2,394	2,464	2,014	1,949		
	政府事業交付金繰入	—	—	—	12	14		
	事業費	2,291	2,394	2,464	2,001	1,934		
	保険金	2,291	2,394	2,464	2,001	1,934		
林業信用保証業務								
業務収支（百万円） （A－B）		64	48	16	177	300		
収益合計（A）		737	574	659	595	416		
	政府事業交付金収入	175	13	192	78	24		
	事業収入	562	561	467	518	391		
	保証料収入	293	279	309	301	257		
	求償権回収収入	269	281	157	217	134		
費用合計（B）		673	525	642	419	116		
	事業費	673	525	642	419	116		
	代位弁済費	673	525	642	419	116		
漁業信用保険業務								
業務収支（百万円） （A－B）		1,161	1,367	731	1,297	1,473		
収益合計（A）		2,524	2,514	2,067	1,989	2,152		
	政府事業交付金収入	960	1,096	757	608	898		
	事業収入	1,564	1,418	1,310	1,381	1,253		
	保険料収入	793	736	710	725	692		
	回収金収入	772	683	600	656	562		
費用合計（B）		1,363	1,147	1,336	692	679		
	事業費	1,363	1,147	1,336	692	679		
	保険金	1,363	1,147	1,336	692	679		

（注）政府事業交付金収入は、損益ベース。それ以外は、現金ベースである。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
第5 財務内容の改善に関する事項 1 財務運営の適正化 我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、信用基金の業務が安定的かつ継続的に実施されることが重要であり、このため、信用基金の健全な財務内容を確保することが必要不可欠となる。 このような観点から、信用基金は、長期的に収支均衡とすることを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指すこととし、第3の1から5までに掲げる制度の普及推進や利用促進、保険事故率・代位弁済率の低減、求償権の回収等の取組を着実に実施するとともに、効率的、自律的な業務運営を行うものとする。 特に、林業信用保証業務については、前中期目標に掲げられた保証料の増加が未達成であったことを踏まえ、業務収支の黒字化に資するよう、第3の2(1)の普及推進・利用促進に向けた取組を着実に実施することにより、林業・木材産業の成長産業化に向けた林業信用保証制度の利用拡大と保証料収入の確保を行うものとする。 <想定される外部要因> ・ 業務収支は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。	第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 1 財務運営の適正化 我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、信用基金の業務が安定的かつ継続的に実施されることが重要であり、このため、信用基金の健全な財務内容を確保することが必要不可欠となる。 このような観点から、信用基金は、長期的に収支均衡とすることを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指すこととし、第1の1から5までに掲げる制度の普及推進や利用促進、保険事故率・代位弁済率の低減、求償権の回収等の取組を着実に実施するとともに、効率的、自律的な業務運営を行うものとする。 特に、林業信用保証業務については、前中期目標に掲げられた保証料の増加が未達成であったことを踏まえ、業務収支の黒字化に資するよう、第1の2(1)の普及推進・利用促進に向けた取組を着実に実施することにより、林業・木材産業の成長産業化に向けた林業信用保証制度の利用拡大と保証料収入の確保を行うものとする。	第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 1 財務運営の適正化 我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、信用基金の業務が安定的かつ継続的に実施されることが重要であり、このため、信用基金の健全な財務内容を確保することが必要不可欠となる。 このような観点から、信用基金は、長期的に収支均衡とすることを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指すこととし、第1の1から5までに掲げる制度の普及推進や利用促進、保険事故率・代位弁済率の低減、求償権の回収等の取組を着実に実施するとともに、効率的、自律的な業務運営を行うものとする。 特に、林業信用保証業務については、前中期目標に掲げられた保証料の増加が未達成であったことを踏まえ、業務収支の黒字化に資するよう、第1の2(1)の普及推進・利用促進に向けた取組を着実に実施することにより、林業・木材産業の成長産業化に向けた林業信用保証制度の利用拡大と保証料収入の確保を行うものとする。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 長期的に収支均衡とすることを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指す取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 保険金及び代位弁済費の支出が、中期計画策定時で想定したよりも大幅に減少していることを背景に、農業信用保険勘定、林業信用保証勘定及び漁業信用保険勘定のいずれも令和3年度の業務収支は黒字となった。 ○ 業務ごとの状況は、以下のとおり。 (農業信用保険勘定) 農業信用保険業務については、第1-1-(3)に記したとおり、基金協会との事前協議、適正な引受・支払審査、大口保険引受先を中心とした期中管理等の取組により、保険金支払が抑制されたことから、令和3年度の業務収支は黒字となった。 (林業信用保証勘定) 林業信用保証業務については、第1-2-(3)に記したとおり、適正な引受審査、期中管理のための融資機関との情報共有、融資機関との適切なリスク分担等の取組により、代位弁済が抑制されたことから、令和3年度の業務収支は黒字となった。 (漁業信用保険勘定) 漁業信用保険業務については、第1-3-(2)に記したとおり、基金協会との事前協議、保険引受審査、保険金支払審査に係る情報の共有及び意見調整等の取組により、保険金支払が抑制されたことから、令和3年度の業務収支は黒字となった。	<自己評価> 評定：B 勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指して、財務運営の適正化に取り組んだことから、Bとする。 <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	
5. その他参考情報	
-	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-2	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	（参考） 平成 29 年度 （2017 年度）	30 年度 （2018 年度）	令和元年度 （2019 年度）	2 年度 （2020 年度）	3 年度 （2021 年度）	4 年度 （2022 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業信用保険勘定（百万円）								
収入合計		24,836	24,194	24,252	23,360	23,329		
支出合計		21,513	21,652	21,755	21,564	21,682		
林業信用保証勘定（百万円）								
収入合計		7,612	7,789	7,899	9,068	8,475		
支出合計		8,127	7,370	9,142	6,780	6,546		
漁業信用保険勘定（百万円）								
収入合計		15,761	18,485	14,996	19,068	14,083		
支出合計		14,175	17,701	14,159	16,990	13,247		
農業保険関係勘定（百万円）								
収入合計		535	385	1,346	1,553	14		
支出合計		313	404	1,016	1,553	15		
漁業災害補償関係勘定（百万円）								
収入合計		6	6	6	10,582	67,277		
支出合計		19	14	17	15,528	67,230		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	2 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画については、別紙のとおり。	2 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画については、別紙のとおり。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 適正な業務運営を確保するものであるか	＜主要な業務実績＞ ○ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画に対する決算の状況は、別紙のとおりである。 ○ 予算に対する決算の状況（農業信用保険勘定） 保険金支払額並びに基金協会の保証債務の履行を円滑にするために必要な資金の貸付額及び償還額が当初の見込みより下回ったこと等から、収入及び支出の決算額は予算額を下回った。 （林業信用保証勘定） 木材産業等高度化推進資金の原資となる信用基金からの都道府県に対する貸付額及び償還額が当初の見込みより下回ったこと等から、収入及び支出の決算額は予算額を下回った。	＜自己評価＞ 評定：B 適正な業務運営を確保するため、年度計画における予算に基づき、適正な業務運営を実施したこと等から、Bとする。 ＜課題と対応＞ －

				(漁業信用保険勘定) 基金協会の保証債務の履行を円滑にするために必要な資金の貸付額及び償還額が当初の見込みより下回ったこと等から、収入及び支出の決算額は予算額を下回った。 (農業保険関係勘定、漁業災害補償関係勘定) 予算では、セーフティネットという業務の特性上、大災害が発生した場合に共済金支払原資を供給できるよう、最大規模の貸付実績を勘案して、貸付計画・借入計画を設定している。 令和３年度においては、農業保険関係勘定では、災害の発生が見込みを下回ったこと等により貸付実績がなかったことから、収入及び支出の決算額は予算額を下回った。 また、漁業災害補償関係勘定では、多くの魚種の不漁及び新型コロナウイルス感染症拡大の魚価低迷等による貸付けの増加及び貸付原資の借入れが見込みを上回ったこと等から収入及び支出の決算額は予算額を上回った。 ○ 収支計画に対する決算の状況 (農業信用保険勘定) 保険料及び回収金の収入が保険金の支払いよりも多かったこと等により、16 億 14 百万円の当期総利益を計上した。 (林業信用保証勘定) 求償権化懸念先の保証残高が前年度より減少したことに連動して、当該区分の引当額が減少したこと等から、保証債務損失引当金戻入が生じたこと等により、3 億 31 百万円の当期総利益を計上した。 (漁業信用保険勘定) 保険料及び回収金の収入が保険金の支払いよりも多かったこと等により、11 億 7 百万円の当期総利益を計上した。 (農業保険関係勘定) 貸付実績がなく貸付金利息収入がなかったこと等により、3 百万円の当期純損失を計上した。この損失については、前中期目標期間繰越積立金を同額取り崩して充てた。	
--	--	--	--	--	--

				(漁業災害補償関係勘定) 貸付けによる貸付金利息収入が費用を上回ったこと等により、52 百万円の当期総利益を計上した。	
--	--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。	
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -	
<その他事項> -	

5. その他参考情報
-

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-3	決算情報・セグメント情報の開示

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
2 決算情報・セグメント情報の開示 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	3 決算情報・セグメント情報の開示 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	3 決算情報・セグメント情報の開示 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 適切な区分に基づく情報の開示は行われているか	<主要な業務実績> ○ 令和3年8月に、勘定区分に応じた令和2年度財務諸表（8月12日主務大臣承認）を信用基金ウェブサイトに掲載した。 財務内容の一層の透明性を確保するため、上記財務諸表に加え、以下の情報を掲載した。 ① 「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令」及び「独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る財務及び会計に関する省令」に規定された区分毎の財務諸表と併せて、財務諸表等の概要を説明した資料 ② 事業報告書について、 ・ 財務諸表のデータ ・ 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報 ・ 主要な財務データの経年比較 https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline22/kouhyou04.html	<自己評価> 評定：B 決算情報・業務内容に応じた情報の開示を行ったことから、Bとする。 <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	
5. その他参考情報	
-	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3－4	長期借入金の条件

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
3 長期借入金の条件 基金法第 17 条（漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 196 条の 11 第 1 項又は暫定措置法第 7 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	4 長期借入金の条件 基金法第 17 条（漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 196 条の 11 第 1 項又は暫定措置法第 7 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	4 長期借入金の条件 基金法第 17 条（漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 196 条の 11 第 1 項又は暫定措置法第 7 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 極力有利な条件で借入れを行っているか	<主要な業務実績> （実績は、なし）	<自己評価> 評価：－ <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	
<評価に至った理由> - <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	

5. その他参考情報
-

年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3－5	短期借入金の限度額

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	5 短期借入金の限度額 農業保険関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原資を調達するための短期借入金は、農業保険関係勘定において 782 億円、漁業災害補償関係勘定において 110 億円を限度とする。	5 短期借入金の限度額 農業保険関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原資を調達するための短期借入金は、農業保険関係勘定において 782 億円、漁業災害補償関係勘定において 110 億円を限度とする。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 限度額の範囲内で行われたか	<主要な業務実績> (農業保険関係業務) (実績は、なし) (漁業災害補償関係業務) ○ 漁業共済団体に対する貸付原資とするため、令和 3 年 4 月以降、毎月短期借入を行った(令和 3 年度の最大借入残高は 140 億円。)。中期計画に規定する短期借入金の限度額を超えることについて、独立行政法人通則法第 45 条第 1 項ただし書きの規定に基づき、農林水産大臣に認可申請を行い、認可を得た額(227 億円)の範囲内において借入を行った。 なお、借換えのための主務大臣の認可を受け、令和 4 年 3 月末に全額借り換えを行った(令和 4 年 3 月末の借入残高は 140 億円。) ○ 借入先は、複数の金融機関から金利提示を受けた上で、最も有利な金利提示を行った金融機関に決定した。	<自己評価> 評価：B 独立行政法人通則法第 45 条第 1 項ただし書きの規定に基づき、中期計画に規定する短期借入金の限度額(110 億円)を超える借入について、農林水産大臣の認可を得て、その範囲内で借入を行ったことから、B とする。 <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	
5. その他参考情報	
-	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-6	不要財産の処分に関する計画

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 漁業信用保険業務における漁業信用基金協会に対する貸付けについては、「独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用基金協会に対する貸付業務の改善について」（令和2年1月10日付け元水漁第1203号）を踏まえ、国からの出資金88億6,947万円について、令和2年度中に50億617万6千円、令和3年度中に38億6,329万4千円を国庫に納付する。 また、漁業信用基金協会からの出資金3億4,020万円についても、令和2年度中に漁業信用基金協会に払い戻す。	6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 漁業信用保険業務における漁業信用基金協会に対する貸付けについては、「独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用基金協会に対する貸付業務の改善について」（令和2年1月10日付け元水漁第1203号）を踏まえ、国からの出資金88億6,947万円のうち38億6,329万4千円について、本年度中に国庫に納付する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし	<主要な業務実績> 漁業信用保険業務における漁業信用基金協会に対する貸付けについては、「独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用基金協会に対する貸付業務の改善について」（令和2年1月10日付け元水漁第1203号）を踏まえ、国からの出資金88億6,947万円のうち38億6,329万4千円について令和3年9月7日国庫に納付した。	<自己評価> 評定：B 中期計画及び年度計画に定められたとおり、漁業信用保険業務における漁業信用基金協会に対する貸付に係る出資金の不要財産を国庫納付及び漁業信用基金協会に対し返還したことから、Bとする。 <課題と対応> —

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 <評価に至った理由> 中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	B
5. その他参考情報	
-	

年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-7	不要財産以外の重要な財産の譲渡等に関する計画

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	7 6に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし。	7 6に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし	<主要な業務実績> (実績は、なし)	<自己評価> 評定：－ <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定 <評定に至った理由> - <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	

5. その他参考情報
-

年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-8	剰余金の使途

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	8 剰余金の使途 農林漁業金融のセーフティネット機関としての役割の向上のため、人材の育成・研修、情報システムの充実等の使途に使用する。	8 剰余金の使途 農林漁業金融のセーフティネット機関としての役割の向上のため、人材の育成・研修、情報システムの充実等の使途に使用する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 目的積立金は、中期計画で定めた使途に使用されているか	<主要な業務実績> （目的積立金を積み立てていないことから、実績なし）	<自己評価> 評価：－ <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	
<評価に至った理由> － <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	

5. その他参考情報
－

年度評価 項目別評価調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第4－1	施設及び設備に関する計画

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
第6 その他業務運営に関する重要事項	第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 予定なし。	第4 その他業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 予定なし。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし	<主要な業務実績> (実績は、なし)	<自己評価> 評価：－ <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	
<評価に至った理由> －	
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> －	
<その他事項> －	

5. その他参考情報
－

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第4-2	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
常勤職員数								
定員	113 名	113 名	113 名	113 名	113 名	113 名		
実員（期初。再雇用を含む。）	－	108 名	110 名	108 名	110 名	111 名		期初は、各年度の 4 月 1 日現在である。
実員（期末。再雇用を含む。）	－	99 名 (106 名)	101 名 (105 名)	97 名 (102 名)	102 名 (108 名)	102 名 (107 名)		期末は、各年度の 3 月 31 日現在である。カッコ内は、期末の退職者を含む常勤職員数である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
1 職員の人事 (1) 人員 業務の質や量に対応した組織体制・人事配置の見直しを通じて、業務運営の効率化を行うことにより、人員の抑制を図る。 (2) 人事評価 役職員に対して、目標管理を取り入れた適切な人事評価を着実に実施し、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させることにより、業務遂行へのインセンティブを向上させる。 (3) 人材の確保、人材の養成 ア 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1) 人員 業務の質や量に対応した組織体制・人事配置の見直しを通じて、業務運営の効率化を行うことにより、期末の常勤職員数（113 名）を上回らないようにする。 (2) 人件費の効率化 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与と改定部分を除く。）については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。 また、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）が中期目標期間中は、毎年度 100 を上回らない水準とし、	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1) 人員 業務の質や量に対応した組織体制・人事配置の見直しを通じて、業務運営の効率化を行うことにより、令和 4 年 3 月 31 日の常勤職員数が平成 30 年 4 月 1 日の常勤職員数（113 名）を上回らないようにする。 (2) 人件費の効率化 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与と改定部分を除く。）については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。 また、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）が中期目標期間中は、毎年度 100 を上回らない水準とし、	<主な定量的指標> ○ 定員及び実員の推移 <その他の指標> なし <評価の視点> 人員体制、人件費の効率化、人事評価及び人材の確保・養成に向けた取組は行われているか	<主要な業務実績> (1) 人員 ○ 業務体制、退職者数及びそれを補う新規採用者数等を勘案して人員配置を行った。 令和 3 年度には 3 名を新規採用し、この結果、令和 3 年 4 月 1 日時点で 111 名、令和 4 年 3 月 31 日時点で 102 名（令和 4 年 3 月末の退職者を含めると 107 名）となった。 ○ 令和 3 年度に、以下のとおり組織体制を見直した。 ・ 「上席課長補佐」を廃止し、「課長代理」という新たな職名の設置。 (2) 人件費の効率化 ○ 人事院勧告を受けた国家公務員の給与と改定を基礎として、関係規程等を改正した。 ○ 給与水準について、令和 3 年度の対国家公務員地域・学歴別指数は 100.1 であった。 信用基金は、業務の性格から、保険や金融に関する専門性が求められ、業務ごとに専門性の高い能力と実績を有する責任者を配置する必要があり、管理職の割合が高くなっている。 こうした中、これまで特別都市手当（国の地域手当に相当）の引上げの抑制（国と比較し、	<自己評価> 評定：B 新卒及び保証機関経験者を採用し定員の範囲内で人材の確保を行った。また、人事評価の適正化、研修の確実な実施及びフォローアップを行い、人材の養成に取り組んだ。 給与水準については、対国家公務員地域・学歴別指数が 100 を僅かながら上回ったものの、国との人事交流等による影響があることによるものであり、給与水準の抑制策の実施に努めていることから、B とする。 <課題と対応> 給与水準の抑制のため、これまで実施し

イ 人材の養成 個々の職員の専門性の向上に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させるなど、専門性の高い人材の早期育成を図る。	給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。 (参考) 期中の人件費総額(見込み) 5,569 百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。 (3) 人事評価 役職員に対して、目標管理を取り入れた適切な人事評価を着実に実施し、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させることにより、業務遂行へのインセンティブを向上させる。 (4) 人材の確保、人材の養成 ア 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。 イ 人材の養成 個々の職員の専門性の向上に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させるなど、専門性の高い人材の早期育成を図る。	給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。 (3) 人事評価 役職員に対して、目標管理を取り入れた適切な人事評価及び期首・期末の面談を着実に実施し、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させることにより、業務遂行へのインセンティブを向上させる。 (4) 人材の確保、人材の養成 ア 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。 イ 人材の養成 個々の職員の専門性の向上に配慮しつつ横断的な人事管理を行う。 研修制度については、若手職員の能力と意欲の増進に資するよう、内容を体系的に見直し、その充実を図るとともに、引き続き、専門性の高い人材の早期育成を図るよう実施する。		7%抑制)や、管理職割合の引下げ等の措置により、給与抑制の努力をしてきた。 令和3年度は、管理職割合を 11.8%ポイント減(36.8%→25.0%)とするなど、努力を継続し、令和2年度に比べて、対国家公務員地域・学歴別指数を下げられたが、年度中は、国の指数が不明であるため、100 を超過するかが見込めないことから、信用基金の努力には限界があり、国との人事交流などによる影響から、対国家公務員地域・学歴別指数が 100 を上回ったものと考えられる。 (3) 人事評価 ○ 能力評価、業績評価により、人事評価を行い、期首・期末面談を行った。 ○ 「独立行政法人農林漁業信用基金人事評価実施規程」を改正し、日常の職務遂行状況等を踏まえた、よりきめ細やかな評価を行うため、日頃から職員と職務上接する機会が多い副理事長及び各部門を担当する総括理事を調整者として新たに加えた。また、新たに理事長を「実施権者」とし、実施権者は、公平性の観点から調整者による調整について審査を行い、全体の評価を最終的に決定することとした。 ○ 人事評価の結果については、職員の勤勉手当、昇格・昇給の基礎資料として活用した。 ○ 役員の期末特別手当については、役員給与規程により、主務大臣が行う業績評価の結果を参考として、その者の業績を勘案して支給した。 (4) 人材の確保、人材の養成 ア 人材の確保 ○ 外部から登用した金融機関勤務経験者、再雇用した定年退職職員を適所に配置し、その専門知識や経験を業務に生かした。 ○ 新規職員の採用について、新卒のほか、銀行等の社会人経験者を採用し、多様な人材を確保した。 イ 人材の養成 ○ 各職員の在籍状況を把握しつつ、日常の業務及び研修により能力向上を図るとともに、人事	てきた対応策を講ずることとする。
--	---	--	--	--	-------------------------

				評価結果等により適性を見極め、適材適所の配置を行った。 ○ 「独立行政法人農林漁業信用基金研修規程」に基づき職員研修を行い、専門知識を有する人材の育成に取り組んだ。 ○ 令和３年度に、以下のとおり大幅に見直した研修計画に基づき研修を実施するとともに、研修内容の振り返りや改善点に関するフォローアップを行った。 ・ 職員のステージ（新人、若手、中堅、管理職）や専門分野（システム関係、経理関係）に応じた研修の構築 ・ 若手職員に対する研修の充実	
--	--	--	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 ＜評価に至った理由＞ 人件費の効率化に関し、中期目標においては、「国家公務員のラスパイレス指数（地域・学歴別指数）が100を上回らない水準」（第2―2参照）としているところ、令和３年度の当該水準は、僅かに100を上回る100.1であった。 これについては、法人における給与水準の設定は、翌年度（６月頃）に公表される国家公務員ラスパイレス指数をあらかじめ見通した上で、現年度における給与水準を先んじて設定する必要があるという事情にも鑑みれば、中期目標に基づく法人自身による取組は十分なされたと認められることから、「Ｂ」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 今回、国家公務員地域・学歴別指数が僅かに100を超過することが明らかになったことから、これまで実施してきた対応策に加え、具体的な措置を講ずることにより、国家公務員地域・学歴別指数が100を上回らないようにすること。 ＜その他事項＞ －	Ｂ

5. その他参考情報
－

年度評価 項目別評価調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第4-3	積立金の処分に関する事項

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	3 積立金の処分に関する事項 農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務の各勘定において前中期目標期間からの繰越積立金があるときは、それぞれの業務の財源に充てることとする。	3 積立金の処分に関する事項 農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務の各勘定において前中期目標期間からの繰越積立金があるときは、それぞれの業務の財源に充てることとする。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 各勘定の前中期目標期間繰越積立金は、各業務に充てられているか	＜主要な業務実績＞ 農業保険関係勘定に計上してある前中期目標期間繰越積立金は、同勘定における当期純損失3百万円の補てんに充てた。 なお、農業信用保険勘定、林業信用保証勘定、漁業信用保険勘定及び漁業災害補償関係勘定に計上の同積立金は、各勘定において当期純利益を計上したことから、同積立金の取崩しを行っていない。	＜自己評価＞ 評価：B 前中期目標期間繰越積立金を当期純損失の補てんに充てたことから、Bとする。 ＜課題と対応＞ －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
＜評価に至った理由＞ 中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －	

5. その他参考情報
－

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第4-4	その他中期目標を達成するために必要な事項

2. 主要な経年データ						
主要な参考指標情報		主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
その他の中期目標を達成するために必要な事項 (1) ガバナンスの高度化 (第4-4- (1) 参照) (2) 情報セキュリティ対策 (第4-4- (2) 参照)			平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)
		予算額 (千円)				
		決算額 (千円)				
		経常費用 (千円)				
		経常収支 (千円)				
		行政コスト (注) (千円)				
		従事人員数 (人) ※期首の全体数				

(注)「行政コスト」欄について、平成 30 年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
第6 その他業務運営に関する重要事項 2 ガバナンスの高度化 (第4-4- (1) 参照) 3 情報セキュリティ対策 (第4-4- (2) 参照)	第4-4- (1) 及び (2) を参照。	同左	同左	評価：A 1 項目についてA、1 項目についてBとしたことから、中項目「4 その他中期目標を達成するために必要な業務」についてはA評価とする。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	A
<評価に至った理由> 2つの小項目のうち、1項目でA、1項目でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「4 その他中期目標を達成するために必要な事項」についてはA評価とする。 $(1 \text{ 項目} \times 3 \text{ 点} + 1 \text{ 項目} \times 2 \text{ 点} / 2 \text{ 項目} \times 2 \text{ 点}) = 125\%$ ※算定にあたっては、評価毎の点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点としている。	
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	

5. その他参考情報
-

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第4-4-(1)	ガバナンスの高度化

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
2 ガバナンスの高度化 (1) 運営委員会 政府以外の出資者や外部有識者を委員とする運営委員会を適時に開催して、これらの委員から示された意見等を信用基金の業務運営に的確に反映させる。 (2) 内部統制機能の強化 ア 役員会 理事長の意思決定を補佐するため、役員会を定期的に開催して、業務に関する重要事項について意見交換を行う。 イ 内部統制委員会 理事長をトップとする内部統制委員会を開催して、各種委員会における取組状況をモニタリングするなど、内部統制を推進する。 ウ リスク管理委員会 外部有識者を委員として含むリスク管理委員会を開催して、金融業務に固有のリスクについて統合的なリスク管理を実施する。 エ コンプライアンス 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員	4 その他中期目標を達成するために必要な事項 (1) ガバナンスの高度化 ア 運営委員会 政府以外の出資者や外部有識者を委員とする運営委員会を適時に開催して、これらの委員から示された意見等を信用基金の業務運営に的確に反映させる。 イ 内部統制機能の強化 (ア) 役員会 理事長の意思決定を補佐するため、役員会を定期的に開催して、業務に関する重要事項について意見交換を行う。 (イ) 内部統制委員会 理事長をトップとする内部統制委員会を開催して、各種委員会における取組状況をモニタリングするなど、内部統制を推進する。 (ウ) リスク管理委員会 外部有識者を委員として含むリスク管理委員会を開催して、金融業務に固有のリスクについて統合的なリスク管理を実施する。	4 その他 (1) ガバナンスの高度化 ア 運営委員会 政府以外の出資者や外部有識者を委員とする運営委員会を適時に開催して、これらの委員から示された意見等を信用基金の業務運営に的確に反映させる。 イ 内部統制機能の強化 (ア) 役員会 理事長の意思決定を補佐するため、役員会を定期的に開催して、業務に関する重要事項について意見交換を行う。 (イ) 内部統制委員会 理事長をトップとする内部統制委員会を開催して、各種委員会における取組状況をモニタリングするなど、内部統制を推進する。 (ウ) リスク管理委員会 外部有識者を委員として含むリスク管理委員会を開催して、金融業務に固有のリスクについて統合的なリスク管理を実施する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ガバナンスの高度化に向けた取組は行われているか	<主要な業務実績> ア 運営委員会 ○ 令和3年9月に開催した運営委員会において、業務方法書の変更の審議、前年度の業務実績評価書、決算等について報告を行った。また、令和4年2月から3月に開催した運営委員会において、業務方法書の変更及び令和4年度年度計画について審議を行った。 ○ 運営委員会において、法定議決事項の審議に加え、「料率算定委員会」「業務運営の検証委員会」の結果の報告や、新型コロナウイルス感染症の影響について情報提供を行うなど、幅広く意見を聞き、今後の業務運営に反映されるよう取り組んだ。 ○ 令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、ウェブ会議での開催とした。 イ 内部統制機能の強化 (ア) 役員会 ○ 役員会を12回開催した。役員会においては、各業務実績の報告を受けて年度計画の進捗管理を行うほか、業務方法書の変更や運営委員会の開催など業務運営に関する重要事項について意見交換を行い、理事長の意思決定を補佐した。 ○ 令和3年4月、10月、12月及び令和4年1月に理事長が示したメッセージ（「令和3年度の開始に当たって」、「令和3年度下半期に向け	<自己評価> 評定：A 運営委員会について、法定審議事項に加えて、各業務の重要課題の検討状況について報告を行うなど、業務運営の透明性を高め、実質のある議論を促進し、委員からの意見等を業務運営に反映させるよう取り組んだ。 また、役員会や内部統制委員会の開催、監査の実施等を通じて内部統制の強化に取り組んだ。 さらに、令和3年9月に内部統制委員会により効率的・効果的な業務運営を検討する場として、企画部会を設置し、中期目標・中期計画の実現に寄与する業務目標の設定や業務の進捗管理を行うほか、業務が効率的かつ継続的にできるよう業務のマニュアル化の

会において外部有識者の知見を活用するなど、コンプライアンス（法令等遵守）に着実に取り組む。 オ 事務リスク自主点検 事務リスクの顕在化を防止するため、事務リスク自主点検を実施するとともに、その結果を踏まえて改善策を検討する。 カ 監査 各部署から独立した内部監査担当部署による内部監査を通じて、また、信用基金から独立した監事及び会計監査人による監査を通じて、法令等に則った適切かつ健全な業務運営が確保されるようにする。	(エ) コンプライアンス 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員会において外部有識者の知見を活用するなど、コンプライアンス（法令等遵守）に着実に取り組む。 (オ) 事務リスク自主点検 事務リスクの顕在化を防止するため、事務リスク自主点検を実施するとともに、その結果を踏まえて改善策を検討する。 (カ) 監査 各部署から独立した内部監査担当部署による内部監査を通じて、また、信用基金から独立した監事及び会計監査人による監査を通じて、法令等に則った適切かつ健全な業務運営が確保されるようにする。	(エ) コンプライアンス 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員会において外部有識者の知見を活用するなど、コンプライアンス（法令等遵守）に着実に取り組む。 (オ) 事務リスク自主点検 事務リスクの顕在化を防止するため、事務リスク自主点検を実施するとともに、その結果を踏まえて改善策を検討する。 (カ) 監査 各部署から独立した内部監査担当部署による内部監査を通じて、また、信用基金から独立した監事及び会計監査人による監査を通じて、法令等に則った適切かつ健全な業務運営が確保されるようにする。		て」、「年末のあいさつ」及び「新年のあいさつ」を役職員専用情報サイトに掲載して、役職員に周知した。 (イ) 内部統制委員会 ○ 四半期ごとに開催し、各種委員会の取組状況に係るモニタリング等を実施し、内部統制を推進した。 ○ なお、令和3年9月に内部統制委員会により効率的・効果的な業務運営を検討する場として、企画部会を設置した。 ○ 企画部会において、中期目標・中期計画の実現に寄与する業務目標の設定や業務の進捗管理を行うほか、業務が効率的かつ継続的にできるよう業務のマニュアル化の推進策について、検討を行った。 ○ 内部統制委員会における事故報告を受け、事故発生の防止について全職員に向けて周知徹底を図った。 (ウ) リスク管理委員会 ○ 令和4年2月に開催し、リスク計量結果、リスク管理に係る対応状況、「料率算定委員会」「業務運営の検証委員会」の結果等について、報告した。 ○ 令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、ウェブ会議形式での開催とした。 (エ) コンプライアンス推進のための取組 ○ 役職員を対象とし、一律で実施していたコンプライアンス研修を見直し、「ハラスメント研修」・「コンプライアンス研修(管理職等向け)」・「コンプライアンス研修(一般職員向け)」と内容ごとに分離し、対象者が重点的に学ぶべき内容を効率的に習得できる形式で実施した。 また、令和2年度までは外部の研修業者を講師としていたところ、信用基金の監理室長等を講師とし、業務の実情に即した研修を実施した。 ○ コンプライアンス理解度テストを実施したほか、コンプライアンス・マニュアルやQ & A	推進策について、検討した。 これらのことから、Aとする。 <課題と対応> ー
--	---	---	--	---	--

				の見直し等を行った。 ○ 令和4年2月に、コンプライアンス委員会を（書面にて）開催し、令和4年度のコンプライアンス・プログラム等の策定や、コンプライアンス理解度テストの実施結果等について審議を行った。 （オ）事務リスク自主点検の実施 ○ 令和3年8月の業務改善委員会で事務リスク自主点検の実施方針について審議をした上で、9月に自主点検を実施し、過去の監査等による指摘事項等を踏まえた事務ミスの有無について、全部署が各々点検を実施し、点検結果について11月の業務改善委員会で審議を行った。 ○ 年度内に発生した事故について、理事長に対して速やかに報告をするともに、再発防止策等を検討し、内部統制委員会に報告を行った。その後、再発防止の取組実施状況について、内部監査等により随時確認を行った。 また、今後の事故発生防止における取組として、再発防止策の策定における留意点等について定め、全役職員に周知を行った。 ○ 令和3年度中にのべ7回開催した業務改善委員会において、業務改善提案4件の審議と1件の業務改善への取組事例の紹介、及び事務リスク自主点検の点検結果報告等を行った。 （カ）監査を通じた適切かつ健全な業務運営 ○ 内部監査の実施 新型コロナウイルス感染症による出勤職員の減少等の影響はあったものの、被監査部門と日程調整等を重ね、被監査部門の業務負担を抑えながらも、令和3年度内部監査年度計画に掲げた全監査を完遂し、理事長等への実施方針や監査結果の報告も年度内に実施した。 また、内部監査における指摘事項等のフォローアップについて、翌年度末に一括して実施していた従来体制を見直し、指摘事項ごとに個別に即時フォローしていく取組を新たに実施した。 ○ 定期的に各部署に対し内部監査を実施して	
--	--	--	--	---	--

				いた従来のやり方を見直し、過去の主務省検査及び内部監査での指摘事項や事故報告等を鑑み、翌年度の内部監査年度計画を策定した。 ○ 監事監査の実施 令和３年度監事監査計画に基づき、監事監査を実施した。 ○ 会計監査人による監査の実施 令和３年 11 月、令和４年２月～３月に会計監査人監査（期中往査）が行われ、指摘はなかった。	
--	--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 ＜評価に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、ガバナンスの高度化に資する取組として、法人が独自に、内部統制委員会の下に新たに企画部会を設け、各部門の業務について、進捗状況を横断的な観点から議論し、より効率的・効果的な業務運営のための考え方・手引を整理しつつ職員の意識向上等を図る体制を構築したことから、「A」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ - ＜その他事項＞ -	A
5. その他参考情報	
-	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第4-4-(2)	情報セキュリティ対策

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
3 情報セキュリティ対策 「サイバーセキュリティ戦略」(平成 27 年 9 月 4 日閣議決定)、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(平成 28 年 8 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定)等の政府の方針等を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、情報セキュリティに関する知識や経験を有する専門家の活用を通じて体制を整備し、個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。	(2) 情報セキュリティ対策 「サイバーセキュリティ戦略」(平成 27 年 9 月 4 日閣議決定)、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(平成 28 年 8 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定)等の政府の方針等を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、情報セキュリティに関する知識や経験を有する専門家の活用を通じて体制を整備し、個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。	(2) 情報セキュリティ対策 「サイバーセキュリティ戦略」(平成 27 年 9 月 4 日閣議決定)、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(平成 30 年 7 月 25 日サイバーセキュリティ戦略本部決定)等の政府の方針等を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、平成 29 年度に設置した C I S O アドバイザーの専門的な知見の活用を通じて体制を整備し、個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 政府の方針等を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策の推進に向けた取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するため、以下の事項を実施した。 ・ 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準と個人情報保護法の改正を踏まえて、関係規程類の改正等を行った。 ・ 主務省や N I S C から提供される情報セキュリティ対策に関する情報等を、役職員全員に対する情報セキュリティ研修の実施等を通じて周知・注意喚起を行うことで脅威に対するセキュリティ意識の向上に取り組んだ。 ・ オンラインによる N I S C 主催の情報セキュリティ対策のための統一基準群に関する勉強会及び主務省主催の C S I R T を対象とした情報セキュリティの机上訓練に参加し、セキュリティ対策に対する知識の向上に取り組んだ。 ・ C I S O アドバイザーの助言を踏まえ、整備した「情報システム台帳」と「情報資産管理台帳」を、機器更新等の都度適切に更新し、情報資産毎のリスク分析を実施し、適切に情報セキュリティ対策の推進を図った。	<自己評価> 評定：B 情報セキュリティの強化のためのセキュリティ機器の安定稼働を図り、不正な通信等の監視を開始した。また、C I S O アドバイザーの助言を踏まえ整備した「情報システム台帳」、「情報資産管理台帳」の内容を適切に更新することで、適切な情報セキュリティ対策の推進を図った。これらのことから、B とする。 <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 B <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	
5. その他参考情報	
-	

1. 令和3事業年度予算及び決算

(1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
受 入 事 業 交 付 金	1,278	1,498	44	153	631	631	603	715	-	-	-	-
民 間 出 資 金	80	13	-	-	80	13	0	-	-	-	-	-
事 業 収 入	155,669	53,961	25,245	22,947	10,597	7,689	15,419	13,183	80,218	-	24,190	10,141
運 用 収 入	551	553	220	218	139	141	172	175	14	14	6	5
借 入 金	90,604	57,130	-	-	-	-	-	-	79,399	-	11,205	57,130
そ の 他 の 収 入	1	22	-	11	1	2	0	10	-	0	0	0
合 計	248,183	113,178	25,510	23,329	11,448	8,475	16,194	14,083	159,631	14	35,401	67,277

(2) 支出

(単位：百万円)

科 目		総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
運 営 経 費	政 府 出 資 金	3,863	3,863	-	-	-	-	3,863	3,863	-	-	-	-
	民 間 出 資 金	100	37	-	-	100	37	-	-	-	-	-	-
	事 業 費	240,098	102,941	25,160	20,823	10,899	5,878	12,170	9,026	161,327	-	30,541	67,214
	一 般 管 理 費	2,306	1,879	1,092	859	703	631	469	357	22	15	20	17
	直 接 業 務 費	428	255	268	146	99	84	56	25	4	0	1	0
	管 理 業 務 費	543	438	280	229	151	132	97	72	8	3	7	2
	人 件 費	1,335	1,186	544	484	454	415	315	261	10	12	12	14
合 計		246,367	108,720	26,252	21,682	11,703	6,546	16,502	13,247	161,350	15	30,561	67,230

2. 令和3事業年度収支計画及び実績

(1) 収益

(単位：百万円)

科 目		総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
経常収益	政府事業交付金収入	1,043	985	23	10	555	77	465	898	-	-	-	-
	事業収入	6,507	6,150	4,878	4,495	341	349	1,201	1,239	64	-	24	68
	財務収益	539	543	215	213	132	135	172	175	14	14	6	6
	引当金等戻入	-	811	-	353	-	362	-	96	-	-	-	-
	雑益	1	13	-	11	1	2	0	1	-	0	0	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額		-	3	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-
当期総損失		1,551	-	802	-	321	-	449	-	-	-	-	-
合 計		9,640	8,505	5,918	5,082	1,350	924	2,287	2,409	78	17	29	73

(2) 費用

(単位：百万円)

科 目		総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
経常費用	政府事業交付金繰入	-	14	-	14	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業費	6,623	3,369	4,793	2,408	31	28	1,799	933	0	-	0	-
	一般管理費	2,323	1,651	1,096	737	717	540	469	346	22	16	20	12
	直接業務費	420	89	268	53	99	11	48	25	4	0	1	0
	管理業務費	547	405	285	204	150	125	97	72	8	3	7	2
	人件費	1,357	1,158	543	480	468	405	324	249	11	14	12	10
	減価償却費	67	102	28	51	21	26	17	23	0	0	0	0
	財務費用	44	9	-	-	-	-	-	-	37	-	6	9
	引当金等繰入	580	257	-	257	580	-	-	-	-	-	-	-
	雑損	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
臨時	時損失	3	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0
	固定資産除却損	3	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0
当期総利益		-	3,104	-	1,614	-	331	-	1,107	18	-	3	52
合 計		9,640	8,505	5,918	5,082	1,350	924	2,287	2,409	78	17	29	73

(注) 収支計画は、予算ベースで作成した。

3. 令和3事業年度資金計画及び実績

(1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による収入	157,507	56,035	25,518	23,337	11,368	8,463	16,194	14,074	80,232	14	24,196	10,147
投資活動による収入	1	0	-	-	0	0	0	0	-	-	-	-
財務活動による収入	90,684	57,152	-	-	80	13	0	9	79,399	-	11,205	57,130
前年度からの繰越金	161,847	164,519	61,416	62,307	40,713	42,057	54,749	55,262	3,840	3,854	1,128	1,039
合 計	410,039	277,706	86,934	85,643	52,162	50,534	70,943	69,345	163,471	3,868	36,529	68,316

(2) 支出

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による支出	149,636	56,403	26,218	21,722	11,603	6,432	12,639	9,384	81,950	15	17,226	18,850
投資活動による支出	44	109	41	31	1	78	1	-	0	-	0	-
財務活動による支出	96,697	52,280	-	-	100	37	3,863	3,863	79,399	-	13,335	48,380
翌年度への繰越金	163,662	168,913	60,674	63,891	40,458	43,987	54,440	56,097	2,121	3,853	5,968	1,085
合 計	410,039	277,706	86,934	85,643	52,162	50,534	70,943	69,345	163,471	3,868	36,529	68,316

(注) 資金計画は、予算ベースで作成した。

令和 3 年度業務収支

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
政府事業交付金収入	848	933	23	10	360	24	465	898	-	-	-	-
事業収入	6,672	6,197	4,877	4,545	520	391	1,187	1,253	60	-	28	7
保険料収入	3,298	3,140	2,637	2,448	-	-	660	692	-	-	-	-
回収金収入	2,767	2,659	2,239	2,097	-	-	527	562	-	-	-	-
返還保険金収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保証料収入	302	257	-	-	302	257	-	-	-	-	-	-
求償権回収収入	218	134	-	-	218	134	-	-	-	-	-	-
貸付金利息収入	88	7	-	-	-	-	-	-	60	-	28	7
収益合計	7,520	7,130	4,900	4,555	880	416	1,652	2,152	60	-	28	7
政府事業交付金繰入	-	14	-	14	-	-	-	-	-	-	-	-
事業費	6,984	2,903	4,493	1,934	806	116	1,685	853	-	-	-	-
保険金	6,035	2,613	4,493	1,934	-	-	1,542	679	-	-	-	-
保険料払戻金	26	31	-	-	-	-	26	31	-	-	-	-
回収金払戻金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
代位弁済費	806	116	-	-	806	116	-	-	-	-	-	-
国庫納付金	117	143	-	-	-	-	117	143	-	-	-	-
財務費用												
支払利息	44	9	-	-	-	-	-	-	37	-	6	9
費用合計	7,028	2,926	4,493	1,949	806	116	1,685	853	37	-	6	9
収 支 差	492	4,204	407	2,607	74	300	△33	1,299	22	-	22	△2